

官報

平 成 十 一 年 五 月 七 日

○第百四十五回 参議院會議録第十八号

平成十一年五月七日(金曜日)

午前十一時三十一分開議

○議事日程 第十八号

平成十一年五月七日

午前十一時三十分開議

- 第一 国務大臣の報告に関する件(米国公式訪問に関する報告について)
- 第二 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 一、学校教育法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)
- 以下 議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、
学校教育法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。有

平成十一年五月七日 参議院會議録第十八号 学校教育法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

馬文部大臣。

〔国務大臣有馬朗人君登壇、拍手〕

○国務大臣(有馬朗人君) 学校教育法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

二十一世紀に向けての大きな転換期にある今日、大学が、学問の進展や社会の要請に適切に対応しつつ、不断に改革を進めて教育研究の活性化を図り、知的活動の分野において社会に貢献していくことは、我が国の未来を築く上で極めて重要な課題となっております。

この法律案は、このような状況を踏まえ、第一に、大学が教育研究上の多様な要請にこたえられるよう大学制度の弾力化を推進するため、所定の単位を優秀な成績で修得した者について三年以上の在学中で大学の卒業を認めることができる制度を設け、また、大学院の研究科の位置づけを明確にするにとともに柔軟な組織編制を行うことができるようにするものであります。

第二に、大学が一体的、機能的に運営され、責任ある意思決定が行われるよう、あわせて社会に對して開かれた大学となるよう大学の組織運営体制を整備するため、大学における学部長の設置、国立大学について、運営諮問会議及び評議会の設置、学部等の教授会の所掌事務を定め、あわせて国立大学の教員の選考における学部長等の役割を定めるものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、新たに在学期間の特例として、卒業の要件として各大学が定める教育課程をすべからず成績で修めた学生について、三年以上四年未満の在学中で大学の卒業を認めることができる制度を設けることとしております。

第二に、大学には学部長を置くことができるものとし、学部長は学部の校務をつかさどることとしております。

第三に、大学院の研究科の位置づけを明確にするにとともに、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことを可能とすることとしております。

第四に、国立大学に新たに運営諮問会議を置くこととし、その委員は当該大学の職員以外の者で、大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、学長の申し出を受けて文部大臣が任命することとしております。運営諮問会議は、大学の教育研究に関する基本的な計画、大学の自己評価その他の大学の運営に関する重要事項について、学長の諮問に依りて審議し、及び学長に対して助言または勧告を行うこととしております。

第五は、国立大学の評議会について、単科大学を除く国立大学には評議会を置くこととし、学長、学部長等をもって充てる評議員で組織することとしております。評議会は、大学の教育研究に関する基本的な計画、学則その他重要な規則の制定改廃、大学の自己評価その他大学の運営に関する重要事項を審議することとしております。また、学長は評議会の議長として、評議会を主宰することとしております。

第六は、国立大学の教授会について所掌事務等を明確化することであり、国立大学の学部等の組織に教授会を置くこととし、教授会は、学部等の教育課程編成、学生の入学、卒業、学位授与、その他学部等の教育または研究に関する重要事項を審議することとしております。また、教授会の議長は学部長等とし、議長は教授会を主宰することとしております。

第七に、国立大学は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため、学部その他の組織の一体的な運営により、その機能を総合的に発揮するようにならなければならないこととしております。

第八に、国立大学は、大学の教育研究及び組織運営の状況について公表しなければならないこととしております。

第九は、国立大学の教員の選考等についてであります。まず、教授会が教員の選考を行う場合に、学部長等は、当該大学の教員人事の方針を踏まえ、その選考に関し、教授会に対して意見を述べることができるようとしております。また、現在、学長や教員の選考等については、当分の間の暫定的な措置として、学長、評議会または教授会が分担して行うこととされておりますが、このたび、評議会、教授会に規定したことに伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

このほか、所要の改正を行うこととしております。

以上が法律案の趣旨でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。松あきら君。

〔松あきら君登壇、拍手〕

○松あきら君 公明党の松あきらでございます。私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました学校教育法等の一部を改正する法律案に対して、小淵総理に質問をいたします。

総理は、アメリカから帰国されたばかりで、お疲れがまだいえておられないことと思いますが、アメリカ政府からは、景気対策のために積極財政を続けるよう求められたと聞いております。ところで、経済の問題では金融機関がしっかりしていなければなりません。しかし、アメリカと日本とは、金融技術力の格差の拡大により、今

後、金融機関の実力差がどんどん出てくると言われております。それは、金融機関にとって最も重要なリスク管理にしましても、我が国では、情報通信技術のおくれとともに、リスク管理に関する多くの英文文献を十分に分析理解する能力が欠けているからであります。

その日本のおくれの最も大きな原因の一つは、このような最新金融技術を習得し、開発するのに必要な能力を育成する基盤が現在の日本の大学にはないからであると言われております。優秀な学生を、厳格な成績評価のもと、大学三年生で卒業させるというくらの改正では、厳しい国際競争社会の中で日本の優秀な頭脳があらわれてくることは考えられません。

そこで、今後の日本経済発展に重大な影響を与えるような人材育成につき総理はどのようなお考えなのか、まずお伺いをいたします。

第二に、現在の大学の実態の中には、大学教育のあり方自体に疑問を投げかけざるを得ないという事実があり、これらの点につき総理の御所見をお伺いいたします。

まず、中学校、高校、大学と英語の勉強をいたしておりますが、有名大学の英文科を卒業した人でもその多くが十分な英語の会話すらできません。大学の現場でも、学生が英文論文中の英語の意味自体を理解できないので、長年海外論文を教材にしていたが、日本の学術書にかえたこととです。ゼミが英文解釈で終わってしまい、経済理論の研究までたどり着けないからだそうです。こういった状況で日本は世界にどう伍していくのでしょうか。

また、東大に合格して、駒場に胸を張って出かれますと、校門の前には司法試験の予備校の方がパンフレットを配っております。新入生の半分は学校に行かないで予備校に行く、残りの半分は学校に行くが勉強しないままで言われております。大学で勉強しているより予備校に通った方が司法試験に合格しやすいのです。東大に入るぐらいで

すから、中学、高校は国立か私立の受験校から入ってきます。そして、司法試験の予備校でまた受験テクニックを学び、裁判官、検事、中央官庁のエリート官僚になっていく、こうした人ばかりが日本の国家の中核を占めるという現実があります。

このような現実にかんがみ、今後の大学教育のあり方を総理はどのようにお考えか、お伺いします。

第三に、大学生の学力低下に関し、二十一世紀の日本の高等教育のあり方について質問します。さきに申しました英語等語学力ばかりではありません。学会でも算数ができない学生が話題になってきています。国語力の低下で、修士論文でも何を言いたいのかわからない文章もふえてくるそうです。このように、現場からは専門知識を身につけるのに必要な基礎学力がお寒い状態であるという声が聞こえてきます。教育システム全体を見直さなければ、将来、日本の社会の衰退は免れなく、もはや学力低下は社会問題でさえあります。

教育内容が三割減る小中学校の新学習指導要領が二〇〇二年度にスタートすると、基礎学力の欠けた大学生がさらにふえる可能性があります。大学の教育はこれからの国家社会を担っていく人材をつくらなければならないわけですが、大学の現状はまことに問題があると思います。

入学をしてもアルバイトばかりに精を出して勉強しない、それでもやすやすと卒業していくことができる大学生がたくさんあります。基礎学力もなく、知識を吸収し柔軟な頭でいرونなことを分析し、友人、教師と議論をすることもなく、ただ卒業してしまおうという現状は感心できません。

今、国際化、情報化の進展、産業構造の変化など、日本の経済社会の変化に伴って、企業の雇用慣行を取り巻く環境や求められる人材が大きく変わってきております。一たん会社を出たら再就職の道は険しく、また能力に関係なく給料が上がる

年功序列制にはかなりメスが入っていくことになりそうです。

総理は、こうした事態に対応した今後の大学改革の方向としてどのようなことをお考えなのか。また、二十一世紀の日本の高等教育に何を期待し、どのような高等教育の全体像を描いておられるのでしょうか。御答弁をいただきたいと存じます。

第四に、奨学金についてお尋ねします。

先進諸国の大学の中で、学生から高額授業料を徴収しているのは日本とアメリカぐらいのものです。しかし、アメリカの大学は授業料は高いが奨学金制度が完備されておりますし、高い授業料に見合う充実した教育は学生に十分な付加価値をつけてくれます。日本の大学とは大きな違いがあると思われま。

育英奨学制度の充実については、我が党の提案した拡充策がこの四月から大方の御賛同を得、実施されました。希望者のほぼ全員が奨学金を受給できることとなり、大きな前進が見られたところです。これにとどまらず、人材の育成のため、勉学のできる環境を整えることは大切な公共のための事業です。学費負担を軽減する奨学制度の充実がどうしても必要です。親の収入や成績に関係なく、勉学の意欲のある学生には全員に無利子の奨学金を用意すべきと思います。総理の御所見をお伺いします。

第五に、運営諮問会議を設置して、大学の運営に関して重要な意見を文部大臣の任命した学外者から聞くことになるわけですが、学問の自由にとつて最も重要な大学の自治が確保されなくなるのではないかと懸念が寄せられております。

大学の自治、学問の自由を確保しつつ、どのように運営諮問会議にその役割を果たさせるのか、総理の説得ある御所見をお伺いしたいと思えます。

第六に、大学は一国の大きな知的財産であります。

す。特に国立大学には多額の国費が投入されてお

り、国民全体の共有財産であると言えます。

最近、一橋大学の中谷蔵商学部教授がソニーの社外重役に迎えられることが内定したとの報道がされました。総理は、国立大学教授であっても、民間企業の実務を学び、企業がこうした人材を活用することが望ましいとコメントされたようです。

社会は、魅力ある産学協同を願っております。公務員法制で画一的に大学の人事を縛ってしまつて大学人に産学の連携を許さなければ、国際社会における厳しい競争に打ちかつことはできません。

しかし、一方、産学協同が余りにも進み、運営諮問会議による大学運営への介入が過大になり過ぎると、大学の自治、学問の自由が守れなくなる懸念があります。これをどのように調和させるのか、総理の御見解を伺いたいと思えます。

最後に、いろいろと大学の現状について問題点を指摘しましたが、その一方で、多くの先生方が学生の教育や研究に熱心に取り組んでおられることも事実であります。また、活力満ちた教員や研究者が大学という創造的な場で自由に研究活動を進めていくことは、あすの我が国を築く上で大変重要であります。

しかしながら、日本の高等教育に対する公的財政支出は先進諸国と比べて相当に低い水準にあります。このままでは国際的に通用する研究成果を上げることが求められは無理だと言えるのではないのでしょうか。日夜、教育や研究に打ち込んでいらっしゃる先生方が十分にその実力を発揮できるように教育研究環境の整備を図ることも活力ある大学づくりのためには不可欠です。

育英奨学の充実のもとより、国立学校特別会計への繰入金や私学助成の充実も含めて、我が国の高等教育財政の充実を図り、広く国民が充実した高等教育の機会を享受することができるよう格段の御配慮をお願いしたいと存じます。

その点について総理の御決意をお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

(國務大臣小淵恵三君登壇、拍手)

○國務大臣(小淵恵三君) 松あき議員にお答え申し上げます。

まず、人材育成についてお尋ねがございました。

科学技術の発展や情報化の進展の中で、我が国が経済的に発展し、国際社会において貢献していくためには、社会の各分野で活躍し得る独創的ですぐれた人材や高度の専門的な職業人の育成を図るべく、学部、大学院を通じて改革に積極的に取り組んでまいらなければならないと考えております。

今後の大学教育のあり方についてお尋ねでしたが、我が国が創造性と活力のある国家として発展していくためには大学教育の一層の充実が重要な課題であり、そのため、みずから主体的に学び、考え、柔軟かつ総合的に判断のできる課題探究能力の育成を重視するとともに、専門的素養のある人材として活躍できる基礎的能力を培うことを基本とし、大学教育の改革を進めてまいりたいと考えています。

今後の大学改革の方向、二十一世紀の高等教育への期待とその全体像についてのお尋ねですが、創造的な人材の育成、大学の組織運営体制の整備、大学の自律性の確保、多元的な評価システムの確立を図るなど、大学改革に積極的に取り組む、それらを通じて大学が社会経済の変化に対応しつつ国際的な教育研究水準を確保し、その社会的責任を果たしていくことを期待いたしております。

奨学金についてお尋ねがありました。

学生の勉学に対する熱意にこたえるため、平成十一年度予算では、日本育英会の奨学金につきまして、無利子奨学金の充実を図るとともに、有利子奨学金について貸与人員の大幅な増員や貸与基準の緩和など、その抜本的拡充を図っているところ

であります。今後とも無利子、有利子をあわせて奨学金の充実に努めてまいります。

運営諮問会議と大学の自治、学問の自由についてお尋ねでした。

運営諮問会議は、社会からの意見を聴取し社会的存在としてその責任を明らかにするとともに、観点から設置されるものでありまして、大学の教育研究の自主性の尊重を前提といたしております。その審議や勧告を踏まえ大学としてどのように対処するかは各大学の自主的、主体的な判断にゆだねられるものでございます。

運営諮問会議と産学協同についてのお尋ねですが、今後の厳しい国際競争の時代でありまして、産学の連携協力は極めて有益であり、積極的に推進していく必要があると考えます。各大学におきましては、このような取り組みを進めるに当たりましては、運営諮問会議の審議等への対応も含め、大学の主体性の確保と教育研究の自主性を尊重しつつ行われることが基本であると認識をいたしております。

次に、高等教育財政についてお尋ねであります。我が国の大学がすぐれた人材養成と学術研究の推進について期待される役割を十分に果たしていくためには、大学の教育研究の充実を図るための基盤整備が必要であります。このため、国立大学の教育研究条件の改善、私学助成など高等教育関連の予算に十分配慮いたしてまいりたいと考えています。

以上、御答弁申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 畑野君校君。

(畑野君校君登壇、拍手)

○畑野君校君 私は、日本共産党を代表して、学校教育法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

初めに、学問の自由と大学の自治について伺います。学問の自由とは、国民が真理を追求する自由で

あり、学問研究活動の自由です。日本国憲法はその二十三条で「学問の自由は、これを保障する」と述べ、教育基本法は教育目的達成のために学問の自由を尊重する」と規定しました。これは、第二次世界大戦前の我が国の教育制度及び教育行政が著しく中央集権化され、強度の官僚制のもとに置かれ、教育の自由は尊重されず、学問研究の自由が不当に拘束されたことへの批判と反省の上に結実したものです。そして学問の自由を保障するための不可欠の制度として、大学の自治が確立されてきました。それは、大学の学長、学部長、教授その他の研究者の選任に当たっての権限、研究や教育内容の自主的決定権、構成員による大学の自主的運営などを含むことは言うまでもありません。学問の自由、大学の自治について、総理並びに文部大臣の認識を伺います。

さて、本法案に対して、大学関係者から慎重審議を求める声や、また、法案を廃案にすべきなどの声が寄せられています。衆議院の短時間の審議だけでも、この法案が大学の自治を著しく侵害し、学問の自由すら奪いかねない、憲法理念に反する重大法案であることが明らかとなりました。この間の大学関係者の危惧の念もここに集中しています。私は、こうした多くの大学関係者の方々の声を真摯に受けとめ、総理並びに文部大臣に質問いたします。

第一に、大学の意思の決定のあり方を変えようとしていることです。

国立大学では、長年の慣行として、全学的な意思決定機関として評議会を、学部の意思決定機関として教授会を機能させてきました。ところが、政府は、大学の意思決定と実行に責任を負うのは全学では学長、学部においては学部長であるとして、評議会、教授会を審議機関にすぎず、学長、学部長は審議を尊重するが意思決定を拘束されるものではないなどと答弁してきました。これは、大学自治を踏みじり、学長のワンマン体制を認めることになるのではありませんか。文部大臣の

答弁を求めます。

東京大学の自己評価報告書「東京大学 現状と課題」は、全学では評議会、各単位では教授会という合議体が最高意思決定機関である、合議体が生き生きとして真剣に討議が行われる世界を異常視する方が異常なのではないかと、いたずらに権限を集中し上意下達方式にすれば、大学の活性は失われ、おさなりの管理運営しか期待できない、性急に画一的な答えを出そうとするのではないことを願うものであると指摘しています。これこそ、政府が進める大学改革のやり方に対する警鐘ではないでしょうか。これは、この壇上におられる有馬文部大臣が東京大学総長のときに出された九二年の報告書です。文部大臣、あなたが総長時代の立場を貫くのであれば、それに反するさきの衆議院における不当な答弁を撤回するべきですが、文部大臣の見解を求めます。

また、大学の意思決定機関はこれまでどおり評議会、教授会とするが大学が判断すれば、これを尊重すべきですが、いかがですか。

第二に、本法案が、学長の権限強化のために現行の評議会、教授会を大きく変質させようとしていることです。

国立大学は、学問研究の自由を保障する立場から、長年の大学運営の中で、その規模や特性に応じて自主的な運営を確立してきました。評議会は、学長、学部長に加え、各学部より数名の代表が選ばれるなど、民主的な構成になっていました。ところが、本法案は、評議会を法定するとして、その評議会の構成員並びに審議事項まで新たに定められました。評議会の構成員として学部代表は必須ではないとし、新たに学長が指名する教員が加わるなど、学長の専断、即決を支える審議機関に変えようとしています。

文部省は、現行の評議会は役割を終え、法律に基づく構成による評議会となるとの見解を示し、審議事項についても法改正の趣旨に沿って見直されると答弁しました。

大学の自治の原則からいえば、評議会の構成員、審議事項などはそれぞれの大学の判断にゆだねるべきです。それを各大学に押しつけるのでは大学自治への介入そのものと言わなければなりません。各大学の判断でこれまでどおりの構成員と審議事項とする評議会を置くことを認めるべきです。いかがですか。

次に、教授会についてです。

憲法二十三条に基づき、その制度的保障の一つとして、学校教育法五十九条で大学には重要な事項を審議するために教授会が置かれてきました。この大学自治のなめとしての教授会は、人事権を持ち、全学的課題はもちろんのこと、学部学生に至るまでさまざまな問題を審議し意思の決定を行ってきました。

ところが、本法案は、教授会の審議事項を学部や研究科の教育課程、学生の入退学など、学部に関する三項目に絞ってしまいました。まさに、教授会の弱体化、形骸化につながるものです。大学の自治の原則から、教授会が判断すれば全学的にかかわる重要事項についても当然審議できるはずですが、いかがですか。

第三に、国立大学に設置を義務づける運営諮問会議についてです。

大学が広く社会に意見を求めることは自主的な大学改革を進める上で重要なことであり、既にさまざまな形でアドバイザリーを置いている大学もあります。しかし、こうした会議はそれぞれの大学の判断で設置すべきものです。大学の自主性を尊重するならば、法律、省令で設置を義務づけることはやめるべきではありませんか。学外の有識者によって大学の基本計画、評価、予算の再配分、その他大学に関する重要事項を審議し、その上こうした学長の諮問機関に勧告権まで付与することは大学の自主的研究をゆがめることになりませんか。文部大臣に伺います。

最後に、大学改革と文部行政の責任についてお尋ねします。

今、文部行政に求められているのは、こうした大学の管理運営を画一化し、統制する改革の押しつけではなく、二十一世紀の日本社会を展望した大学人みずからによる自主的、創造的改革を励ますことではないでしょうか。そして基礎的教育研究費を充実し、大学の貧困という事態を克服することではないでしょうか。

衆議院本会議の答弁で小淵総理は、大学改革を進めるに当たり、国際的な教育研究水準を確保することに言及されました。ところが、実態は国内総生産、GDPに対する高等教育への公財政支出の割合は、日本はわずか〇・四％で、アメリカ、カナダ、OECD諸国と比較しても何と半分以下ではありませんか。今こそ高等教育予算を抜本的にふやすための計画を立てるべきでありますが、総理の答弁を求めるものです。

こうした教育研究条件整備を進めるとともに、真の大学改革は、大学の教育研究の自由を保障し、教授や学生、職員など大学の全構成員が能動的、自主的に教育研究の発展にかかわっていくことによってこそ実現するのではないのでしょうか。その意味で、このような新大学管理法と言うべき法案は撤回すべきです。このことを強く主張し、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣小淵恵三君登壇、拍手)

○国務大臣(小淵恵三君) 畑野君枝議員にお答え申し上げます。

学問の自由、大学の自治についてのお尋ねですが、私といたしましては、学問の自由は憲法により広くすべての国民に保障されたものであり、また、大学の自治は、特に大学における学問の自由の重要性にかんがみ、それを保障するための制度であり、大学に対する今日的要請を踏まえつつ尊重されるべきものと考えております。

次に、高等教育財政についてのお尋ねであります。

我が国の大学の教育研究水準を確保し、期待される役割を十分果たすことができるよう、高等教育

育関連の予算には十分配慮してまいりたいと考えます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣有馬朗人君登壇、拍手)

○国務大臣(有馬朗人君) 畑野議員にお答え申し上げます。

まず第一に、学問の自由、大学の自治についてのお尋ねですが、学問の自由とは、学問の研究及びその成果の発表の自由を意味しております。憲法第二十三条では、学問の自由を広くすべての国民に対して保障しておりますが、特に、大学における学問の研究とその成果の教授が自由かつ自主的に行われることを保障しております。

また、大学の自治とは、大学における学問の自由を保障するため、教育研究に関する大学の自主性を尊重する制度と慣行であると理解されております。

私といたしましては、教育研究の今日的要請にこたえ得る形で学問の自由、大学の自治を尊重していく必要があると考えております。

第二に、学長の役割についてのお尋ねでございますが、大学や学部の運営の最終的な責任者は学長、学部長であり、学長や学部長が意思決定を行うに当たっては、学内や学部内の合意の形成の観点から評議会や教授会の意見を尊重することが必要であります。その意味で、評議会や教授会は大学の意思形成に重要な役割を果たすものであります。また、あくまで審議機関であり決定機関ではありません。この点は、従来から変わらぬ大学の自主性を尊重しているものでありまして、学長のワンマン体制との御指摘は当たらないかと考えております。

第三に、評議会、教授会の位置づけについてのお尋ねでございますが、繰り返しになりますが、従来から評議会や教授会は審議機関であり、それそれ大学や学部の意思形成において重要な役割を果たす機関であります。大学としての最終的な

意思決定は学長が行うものであります。東京大学の報告書もこれを前提としたものでございます。

今回の法律案は、学長、学部長と評議会、教授会の機能分担を明確化しようとするものであり、各大学においてもこの趣旨に即した適切な対応がなされることを求めています。

第四に、評議会の構成、審議事項についてのお尋ねでございますが、今回の法律案においては、評議会の構成員について基本的な構成を定めるほかは各大学の判断にゆだねておりますが、大学運営の機動性と責任性を確保する観点から適切な規模や構成とすることを求めるものであります。

また、評議会の審議事項については、今回の法改正が学内の機能分担の明確化により大学の意思決定の合理性を高めるという観点から審議事項を具体的に列挙したところでございます。

各大学においては、このような趣旨に即して適切な対応が求められるところであります。

第五に、教授会の審議事項についてのお尋ねでございますが、学部教授会は学部の教育研究に関する重要事項を審議し、教育公務員特例法による権限を行う機関であります。したがって、大学の運営に関する事項については学部教授会が審議を行うことができるのは、学部の教育研究に関する重要事項に限られるというところであります。

第六に、運営諮問会議についてのお尋ねでございますが、社会からの意見を聴取し、社会的存在としてその責任を明らかにするとの観点から、大学の教育研究の自主性の尊重を前提としつつ、すべての国立大学に運営諮問会議を設置することといたしております。

なお、運営諮問会議の審議や勧告を踏まえ大学としてどのように対処するかは、各大学の自主的、主体的な判断にゆだねられております。

第七に、高等教育財政についてのお尋ねでございますが、大学等の高等教育機関は、すぐれた人材の養成確保、人類の知的財産の継承と未来を開く新しい知の創造等、さまざまな面において社会

の発展を支えていく中心的な役割を果たすことが期待されております。このため、文部省といったしましては、厳しい財政状況のもとではございませうが、引き続き教育研究条件の改善充実など高等教育関係予算の充実に努めてまいります。私といったしましても、今までも努めてまいりましたが、それ以上努力をさせていただく覚悟でございます。

専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることと定めております。戦後の新制大学の特色は、旧制の高等教育機関の多くが狭い専門教育と職業教育とに偏していた弊を是正し、一般的、人間的教養の基盤の上に学問研究と職業人養成を一体化しようとするところにあったと言えるでしょう。

○議長(斎藤十朗君) 三重野栄子君。

(三野野栄子君登壇、拍手)

○三野野栄子君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、ただいま議題となりました学校教育法等の一部を改正する法律案について、総理並びに文部大臣に対し質問いたします。

まず、改正案の内容に入る前に、総理の大学観について伺いたします。

少子高齢化や情報化など、我が国の社会構造が急速な勢いで変化を続ける中、環境、平和、人権、福祉等の重要な問題に対する社会的な動き、制度面での対応を見ると、国民の多くは自分の将来展望に明るいものを見出せない状況にあるのではないでしようか。今日の大学には、こうした閉塞状況を打破する切り札の一つとしての役割が期待されており、大学の知性を社会全体で活用していくための取り組みが求められるところでもあります。

現在、大学には、産学連携への取り組みが強く求められておりますが、大学の存在意義を産業経済の活性化の観点からとらえるだけでなく、あらゆる分野の学術研究を人類の資産として継承発展させていくことに思いをいたすべきであります。国際平和や環境、福祉問題などに的確に対応できる幅広い視野を持った豊かな人間性の涵養も今こそ強調されてしかるべき大切な使命として忘れてはなりません。

学校教育法第五十二条は、大学の目的を「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く

大学の現状は、学校教育法にうたう大学の目的とは幾分ずれが生じているように感じますが、大学の今日的な存在意義について御所見をお伺いしたいと存じます。

続いて、改正案について三点ほどお伺いします。まず第一に、改正案と大学の自治についてであります。

今日まで、大学の意思決定は、学校教育法において重要な事項を審議するための必置の組織とされている教授会を中心として行われ、これが大学の自治の根幹をなしてきたと言われておりますが、これまでの大学運営のあり方について、文部大臣の評価をお伺いいたします。

学長等執行部の権限強化に対しては、戦後、新制大学設置以降、幾度となく議論が繰り返されてまいりました。大学紛争のときには、大学の自治が破壊したとも言われ、大きな社会問題となりましたが、抜本的な制度改革はなされずに今日に至っております。その後、社会情勢の変化とともに大学関係者の意識にも少なからぬ変化が見られておりますけれども、今回の法改正に対しても、管理強化につながるものであり、大学の自治を侵すとの声があります。

しかし、大学改革が迫られる中、保守的な考え方に安住しては時代の流れに飲み込まれてしまふ可能性がございます。現状維持的な大学の自治から、大学独自の個性を打ち出す積極的な自治への転換が求められるところであります。総理は、大学の自治の今日的意味をいかに考えられるのか、お伺いをいたします。

また、文部大臣は、改正案が大学の自治に及ぼす影響をいかに考えておられるのか、過去の経験に照らし、大臣就任以前に抱えておられました大学の自治のあるべき姿は改正案の中にどのように反映されているのか、あわせてお伺いいたします。

第二に、改正案と学外からの意見聴取、学外への情報開示との関係についてお伺いいたします。改正案は、すべての国立大学に運営諮問会議を置くことにより、学外の意見を取り入れる仕組みを導入するとともに、学外への情報開示を義務づけております。運営諮問会議については、学外からの意見に大学運営を左右されはしまいかと導きに難色を示す向きもありません。しかし、自律的判斷のもと、こうした制度を効果的に活用する見識が大学人には期待されるところであります。運営諮問会議と学内各組織の間にはよい意味での緊張関係が築かれることを望むものであります。

新設される運営諮問会議を生き生きと運営していくには学生の参加も一方策として考慮に入れるべきと考えますが、文部大臣はいかがお考えでしょうか。また、大学の運営に学生はいかにかわわっていくべきか、御意見をお伺いいたします。

情報開示につきましても、国立大学に対する義務づけとなっており、国民の求める情報とは何かをいかに把握し、どのようにこたえていくのかが問われることとなります。また、学内情報開示責任は、公共的な機関としての大学の性格から、国公私を問うべきではなく、社会的存在としてその透明性を高めるべきであり、すべての大学人にこうした意識を持つていただくよう、大学側の意識改革が望まれるところであります。

国立大学における情報開示の促進に向けての施策と私学における学内情報開示の必要性についても文部大臣にお伺いいたします。

第三に、学部教育と三年以上の学部在学中で例外的に卒業を認める措置についてであります。本来、学部教育は完成教育であり、その年限は

四年間と定められております。この四年間は、学力はもとより、学士としての豊かな人間性を養うためにも必要な期間として定められているものと存じます。しかし、学力に關しては、平成九年の就職協定廃止以降、就職活動の早期化、長期化によりまして四年次は授業にならず、既に学部教育の実質は三年となっているとの指摘もあり、学部卒業生の学力の質の低下は各方面から指摘されているところでもあります。豊かな人間性の涵養に關しても、平成三年の大学設置基準の大綱化に伴い、一般教育科目と専門教育科目の区分が廃止されたことにより教養教育の衰退に拍車がかかったと言われています。今日の大学における教養教育の現状について、文部大臣はどのような認識をお持ちでしょうか。

また、昨年の大学審議会の答申も教養教育の重要性を強調しておりましたが、こうした精神をいかに大学の間に広めていくのか、今後の取り組みについてお伺いいたします。

三年間の在学中での卒業は、学部卒業生全体の水準確保の観点からも、教育機能の強化と厳格な成績評価がきちんと担保された上での運用がなされるべきであり、あくまで例外的な制度であると承知しております。しかし、学部教育の四年間には、学内外でのさまざまな活動による学士にふさわしい豊かな人間形成を期待する側面もあったのではないでしようか。四年間と定められている学部教育の目的とは何か、この際、文部大臣にお伺いしておきたいと存じます。

大学審議会の試算によると、平成二十一年度には、大学、短期大学入学者志願者に対する収容力が一〇〇%となり、全入時代を迎えることとなります。つまり、二十一世紀の大学は、学力、個性の面でこれまでになく多様な属性を持った学生を引き受け、育てることになります。大学入試制度や初等中等教育におけるカリキュラム改革等によって一部に新入生の学力の低下が言われております。

国際的に通用する大学とは、その規模のみならず

ず質的にも通用する大学を指すものであります。センター・オブ・エクセレンスの形成や高度専門職業人養成に特化した修士課程の創設などさまざまな施策が打ち出されておりますが、ユニバーサル段階へと進んでいく二十一世紀の大学において教育研究の水準はいかに維持されるべきか。

学力レベルの後退を容認し、学部レベルの教育を大学院で引き受けることとするのか。もしくは、大学の多様化、種別化を促すことで、研究中心の大学と教育中心の大学とで受け入れる学生を峻別、少数の国際的に通用する大学を育てていくのか。

大学改革のための取り組みは、少子化と進学率の上昇に押された上げ底的な拡充に終わることなく、高等教育全体の質的向上が望まれるところであり、総理の描く高等教育のビジョンとそれを踏まえた財政支出拡充に向けての御所見を伺います。

高等教育のあり方を考える際には、教育制度全体、ひいては社会のあり方全体を考える必要があることは言うまでもありません。

少子高齢化が進む中、人的資源の最大限の活用こそが、我が国が豊かな未来を築く近道であり、一人一人の多様な適性、能力を尊重し、最大限に生かし、社会全体で受け入れていくための国民各層の意識改革が喫緊の課題であります。

二十一世紀の我が国が、すべての国民にとって希望に満ち個人が生き生きと輝く社会となる第一歩として、多様な個性、多様な価値を認め合う全人格的な教育機能の強化への取り組みが、我が国の教育制度全体にわたって求められているところであり、総理の御所見をお伺いして、終わります。(拍手)

(国務大臣小淵恵三君登壇、拍手)
○国務大臣(小淵恵三君) 三重野栄子議員にお答え申し上げます。

まず、大学の今日の存在意義についてお尋ねがございました。

大学教育の普及に伴う多様な社会的要請に対応するため、今後は、教養教育の提供を重視する大学、専門的職業能力の育成に重点を置く大学、最先端の研究を指向する大学など多様な個性的な大学が求められますが、いずれの大学にありましても、幅広い視野を持つ人材を育成するとの理念を基礎に置くことは極めて重要であると考えます。大学の自治の今日的意味についてのお尋ねでありました。

教育研究に関する大学の自主性を尊重する制度としての大学の自治は今日においても尊重されなければならぬと考えますが、教育研究や社会との関係の変化等の今日的要請にこたえ得るよう、大学が開放的かつ積極的に、また自主的、自律的に意思決定を行い得る仕組みを整備することが求められていると考えております。

次に、高等教育財政についてお尋ねがありました。我が国の大学等の高等教育機関が、すぐれた人材養成と学術研究の推進について期待される役割を十分果たすことは、将来にわたる我が国の発展と国際的貢献の上でも極めて重要な課題であります。このため、大学等の教育研究条件の改善など高等教育関連の予算には十分配慮してまいりたいと考えます。

我が国の教育制度についてお尋ねがありました。今日、未来を担う子供たちに、自然を慈しむ心、助け合う心、社会的倫理観、多様な生き方を尊重する考え方、生きる力等をしっかりと身につけ、心身ともに健康な人間に育てることは極めて重要な課題と考えております。このような考え方に立ちまわって教育改革を着実に進めてまいりたいと考えます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)
(国務大臣有馬朗人君登壇、拍手)
○国務大臣(有馬朗人君) 三重野栄子議員にお答

え申し上げます。

第一に、これまでの大学運営の評価についてのお尋ねでございますが、大学運営に当たって教育研究に関する自主性は尊重されるべきものであり、学部教授会はそのための重要な審議機関であると考えます。しかし、これまでの大学運営では、学部教授会と学長、学部長、評議会などとの役割分担や連携協力が必ずしも十分でなく、本来、大学が持っている教育研究の総合的な力を十二分に発揮することができにくい点があったと考えております。

第二に、大学の自治との関係についてのお尋ねでございますが、今後の大学には、各大学全体としての教育研究の目標、計画を明確化した上で、学内の各機関の機能分担と連携協力により、大学としての合理的で責任ある意思決定の体制をつくることが求められております。

今回の法案では、評議会や教授会の審議事項を法律上明確化することなどにより、教育研究に関する大学の自主性を尊重しつつ、大学が組織体として総合的に機能を発揮することが可能になり、大学の自律性が高まるものと考えております。

第三に、運営諮問会議への学生参加についてのお尋ねでございますが、運営諮問会議は、大学が社会からの意見を聴取し、社会的存在としてその責任を明らかにするとの観点から設けられる機関であります。

学生につきましては、学外者に該当しないことでもあり、運営諮問会議への学生参加については、その設置の趣旨にじまらず、予定していないところでございます。

第四に、大学運営への学生のかかわり方についてのお尋ねでございますが、大学の運営については、その最終的な責任者である学長が評議会の意見を踏まえつつ大学としての意思決定を行うものであり、教育を受ける立場にある学生が大学の意思形成に参画することは適当ではないと考えております。

しかしながら、各大学の判断により、授業の内容、方法の改善や学習環境の整備などについて、学生による授業評価や学生に対するアンケート調査などを通じ、その希望や意見を取り入れ、教育研究活動を改善していくことは極めて望ましいことと考えております。

第五に、大学情報の開示についてのお尋ねでございますが、大学は公共的な機関であり、大学の教育研究活動に対する情報を社会に対して提供することは大学の社会的な責務であります。

今回、国立大学につきましては、社会に対する国立大学の説明責任をより明確にする観点から、教育研究等の状況の公表について定めることとしておりますが、公私立大学につきましても国民にとり関心が高いと考えられる情報を社会に提供していくことを制度上明確にするよう考えております。

第六及び第七の問題でございますが、教養教育の現状認識と教養教育の重要性の周知方策についてのお尋ねでございますが、教養教育に関しましては、例えば学際的、総合的な内容の科目を設けるなど、各大学において独自の努力や工夫も見られるところでございますが、一方で教養教育の軽視が進んでいるのではないかと指摘もありません。私もこれを心配しております。

社会の高度化、複雑化等が進む中で、教養教育の重要性が増しており、各大学におけるカリキュラムの工夫、改善、全学的な取り組みの積極的推進を促してまいりたいと考えております。

第八に、学部教育の目的についてのお尋ねでございますが、学部教育は、いわゆる課題探求能力の育成を重要視しつつ、教養教育及び専門分野の基礎、基本を重視した教育を行うことにより、専門的素養のある人材として活躍できる基礎的能力や生涯学習の基礎等を培うことを目的としたものであります。これは、四年間の修業年限の間における正課活動のみならず、教科外の活動も含めて幅広く人間性を培うことなどにより達成することが期

待されております。

以上、お答え申し上げました。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 石田美栄君。

〔石田美栄君登壇、拍手〕

○石田美栄君 民主党の石田美栄でございます。私は、民主党・新緑風会を代表して、学校教育法等の一部を改正する法律案について、小淵総理大臣並びに有馬文部大臣に対して質問いたします。

文部省に大学審議会が設置されて十年が過ぎ、この間さまざまな改革や提言が打ち出されて、大学改革が進められてまいりました。しかし、改革は十分な効果を上げてきたかといえ、まだそうとは言いえないのが現状ではないでしょうか。二十一世紀へ向けて、日本の大学は今変わらなければならぬ。そして今変わらなくてはなりません。

昨年十月に出された大学審議会の答申、「二十一世紀の大学像と今後の改革方策について」を受けて、最初に実施される具体策がこのたびの法改正となるのですが、小淵総理としては、この十年間の大学改革の成果をどのように評価し、さらにこの法改正にどのような意義を持たせての提案であるのでしょうか。総理の大学改革についてのビジョンをお尋ねいたします。

また、総理は、所信の中で述べられた五つのかけ橋の中で、未来へのかけ橋として教育を取り上げています。その中で、国際的に通用する大学を目指した大胆な大学改革を実現すると言及されています。そこで、二十一世紀の我が国のビジョン、ありようと高等教育、大学、大学院の果たすべき役割についてはどのようにお考えか、さらに、国際的に通用する大学とはどのような大学をイメージしているのかの二点についてお聞かせ願いたいと存じます。

続いて、有馬文部大臣にお尋ねいたします。「日本は、初等・中等教育が強く、高等教育は弱い。一方、アメリカは、初等・中等教育に問題

があるものの、高等教育は極めて優秀である。これは、アメリカの社会学者ダニエル・ベル氏の言葉です。このように我が国の高等教育に対する評価は決して高くないのであります。

そこで、東京大学の総長、大学審議会の副会長を歴任された有馬文部大臣としては、答申する側からそれを受けて実行する立場へと変わられたわけですが、この十年間の大学改革の成果をどのように評価し、今後、一層の大学改革のためにどのようなリーダーシップを発揮されるおつもりか、その決意のほどをお聞かせ願いたいと存じます。

それでは、法改正案に沿って逐次質問を続けてまいります。まず、大学制度の弾力化を推進するため、学校教育法の一部改正の中で、優秀な成績で所定の単位を修得した者について、三年以上の在学中で卒業を認める制度を設けることになっておりますが、法文では「文部大臣の定めるところにより」となっております。そこで、文部大臣は、この制度をどのような大学に対してどのようにお認めになるつもりか、想定しておられることについてお尋ねいたします。

次に、もう一つの改正理由の、大学、特に国立大学の組織及び運営体制を整備することについてであります。

このために、学校教育法の一部改正で、学部長の追加設置、並びに国立学校設置法の一部改正で、国立大学における運営諮問会議及び評議会の設置に関する規定を追加整備し、教授会についても、その所掌事務を定めるなど、学長の権限を明確にして大学の責任体制の整備を図っています。これに対して、一部にこれまで守ってきた学問の自由、大学の自治が根底から脅かされかねないという批判があります。文部大臣はこうした批判や懸念に対してどのようにお考えか、お尋ねいたします。

同じく、いわゆる大学の自治と、特に国立大学に求められている社会に対するアカウンタビリティ

ティ、社会に開かれた大学、大学の透明性といったこととの関係をどのようにとらえておられるのか、お聞かせください。

また、このたびの法改正で、新たに国立大学に對して設置が義務づけられることになった運営諮問会議についてであります。

大学の教育研究に關しての計画、教育研究活動の状況についての評価、また、大学の運営に關しての重要事項などについて、学長の諮問に應じて審議し、学長に助言または勧告を行うことのできる重要なものであります。「学長の申出を受けて文部大臣が任命する」とありますが、大臣はどのような選考方法でどのような構成を考えておられるのか、お尋ねいたします。

続いて、大学審議会の答申の中で、教育問題として次のような指摘がなされております。

教員の意識は、「研究重視の意識は強いが教育活動に対する責任意識が十分でない。また、カリキュラム改革や学習指導の改善が、個々の教員レベルに任せられており、組織全体としての責任意識が十分でない」とあります。この問題と、このたびの学部長、評議会、教授会の法的位置づけ、そして外部監査的な機能のある運営諮問会議の設置によりどのような大学の責任体制がつくられていくとお考えなのか、お尋ねいたします。

次に、このたびの法改正も含めて、こししばらくは大学改革はちよつとしたブームと言われるほどで、およそ九割もの大学がカリキュラム改革や自己点検や自己評価などの取り組みを進め、結果の公表や外部評価を実施する大学もふえております。また、二十一世紀の大学は世界的な競争にさらされること、少子化の影響で十年後には数字の上では希望者全員が入学できる時代が来ること、国立大学の独立行政法人化について平成十五年までに結論を得ることなどを考えると、自己評価はもちろん、学内外を含めて公正で信頼性のある総合評価の仕組みを日本においても確立することが大変重要であると考えます。

さらに、国立大学について、大学審議会の答申は、国費によって支えられているがゆえに、特にその社会的責任として果たすべきことが期待されている機能を明確にして、このような機能を果たしていない国立大学については、適切な評価に基づき改組転換を検討する必要も出てくること述べています。さらに、透明性、客観性の高い大学評価をするために、第三者機関を設置して、その結果を国立大学予算配分に際しての参考資料の一部として活用することも言及しております。

そこで、文部大臣、大学の評価について、アメリカなどに比べて日本は非常に不十分であることがよく言われておりますが、この外部監査的な役割を持つ運営諮問会議に加えて、今後、大学評価をするための第三者機関を本当に設置されるおつもりなんでしょうか。もし設置するのであれば、それはいつごろまでに、多様で総合的な評価システムをどのような構想で進めていくおつもりなのか、お尋ねいたします。

最後に、最も重視されている大学改革は大学院重点化であると言われております。高等教育に關して、事大学院については欧米との間に格段の差があります。例えば大学院生の数で見ると、人口千人当たり、アメリカは七・五人ぐらいますが、日本は一・七人、英国、ドイツ、フランスでも日本の倍の三・五人くらいになっております。将来の国立大学の独立行政法人化問題や国際競争するには国立大学の再編が必要といった問題も含めて、小淵総理大臣の大学院に関する将来像をお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣小淵恵三君登壇、拍手〕

○国務大臣小淵恵三君 石田美栄議員にお答え申し上げます。

こ二十年間の大学改革の成果への評価と、今回の法改正の意義についてのお尋ねでありました。これまで各大学の改革への取り組みが着実に進

められてきておりますが、本法律案におきまして、教育研究の質の向上や組織運営体制の整備を図るとともに、今後、大学の自律性の確保や多元的な評価システムの確立等を図り、国際的に通用する大学を目指した大胆な大学改革の実現に努力してまいりたいと考えます。

二十一世紀における我が国の大学等の役割と国際的に通用する大学のイメージについてのお尋ねですが、すぐれた人材の養成や独創的な学術研究の推進等の役割を担う大学が、社会経済の変化や学問の動向等に適応しつつ、国際的な教育水準を確保し、その社会的な責任を果たしていくことが極めて重要であると考えております。

最後に、大学院に関する将来像についてのお尋ねであります。今後の大学院は、独創的な学術研究の推進や創造性を持った研究者の養成とともに、社会の要請に的確に対応した高度な専門的能力を有する職業人の養成など、国際的な教育研究水準を確保しつつ、多様で活力あるシステムを目指すことが重要でありまして、引き続き質、量の両面にわたって充実を努めてまいります。

なお、国立大学の独立行政法人化等につきましては、大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討を行ってまいりたいと考えます。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣有馬朗人君登壇、拍手)

○国務大臣(有馬朗人君) 石田美英議員にお答え申し上げます。

第一に、大学改革への取り組みについてのお尋ねでございますが、大学改革につきましては、大学審議会答申等を踏まえ、各大学の改革への具体的な取り組みが着実に進められ成果を上げてきておりますが、さらなる改革の推進が求められております。

このため、本法律案におきまして、教育研究の質の向上や組織運営体制の整備を図るとともに、今後、大学の自律性の確保や多元的な評価システム

の確立等を図る必要があります。

引き続き、所要の制度改正に取り組みとともに、各大学において学長のリーダーシップのもとに大胆かつ積極的に大学改革が進められるよう促してまいります。

第二に、三年以上の在学中で卒業を認める制度についてのお尋ねでございますが、この制度は、学生の能力、適性に応じた教育を行い、その学習成果を適切に評価するという観点から設けられた例外的な措置であります。

このことを踏まえ、三年以上の在学中で卒業を認めることができる場合として、責任ある授業運営や厳格な成績評価を行い、かつ学生の履修科目登録単位数の上限設定等が行われている場合に限ることを文部省令等において明らかにすることとしております。その上で、各大学において、この措置を講ずるかどうか、どういう学生に適用するか等を判断し、実施していくこととなります。

第三に、今回の法案と学問の自由、大学の自治との関係についてのお尋ねでございますが、今回の法案は、大学内部の各機関の役割分担の明確化を図るといふ観点から、評議会や学部教授会の設置や所掌事務等を定めておりますが、例えば、学部教授会は学部の教育研究の重要事項を審議することとするなど、教育研究に関する大学の自主性を尊重した内容のものとしております。

したがって、この法案は、大学における学問の自由や大学の自治を前提とした上で大学としての自律性をより高めるものであり、それを通して教育研究の充実を図るものであります。

第四に、大学の自治と国立大学の説明責任との関係についてのお尋ねでございますが、国費で支えられている公的な機関である国立大学が、社会の意見等を適切にきく上げることともに、教育研究等の情報を積極的に社会に対して提供すること、その社会的な責任を明らかにする上で極めて重要であります。その場合、教育研究活動の主

体は大学であることを踏まえ、教育研究活動に関する大学の自主性は尊重されるべきものと考えます。

今回の法案は、このような考え方を前提とした上で国立大学の教育研究活動の状況を社会に対して説明する責務を制度上明確化しようとするものであります。

第五に、運営諮問会議についてのお尋ねでございますが、本会議の委員の選考については、学長が文部大臣に申し出るに当たり、学内の意見を聞くことは予想されていることとありますが、最終的には、運営諮問会議の設置の趣旨を踏まえ、学長の主体的な判断により適切に人選を行うこととなるものと考えております。

また、委員の構成としては、地方公共団体の代表者、地域経済界の関係者、卒業生、他の大学や研究機関の関係者など、社会の各界から大学に関し広くかつ高い識見を有する方々になっていただくことを想定しております。

第六に、組織運営体制の整備と大学教育の充実との関係についてのお尋ねでございますが、今回の法案は、学部教授会と評議会の役割分担の明確化などについて規定し、学長を中心とする大学としての合理的で責任ある意思決定と実行を可能とするものであります。これによって大学が全学的な教育課題に組織として一体的に対応することが可能となり、教育機能の充実に向けた各大学の積極的な取り組みが期待されます。

なお、このような取り組みは運営諮問会議の審議や大学情報の公表等を通じて、社会に対して責任ある形で実行されるものと考えております。

第七に、大学評価のための第三者機関の設置についてのお尋ねでございますが、大学の教育研究の質の向上を図るため、第三者評価機関を設置し、教育活動、研究活動など大学の行う諸活動について多面的な評価を行い、その結果を各大学にフィードバックし、各大学の教育研究活動の改善に役立てていくことを考えております。

今後、第三者評価機関の速やかな創設に向け、専門的な調査研究の成果を踏まえつつ、評価内容、方法等について工夫、検討していくなど、調査、準備を進めてまいり所存であります。(拍手)
○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。
これにて休憩いたします。
午後五時五十分休憩

午後五時二十分開議
○議長(斎藤十朗君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
日程第一 国務大臣の報告に関する件(米国公公式訪問に関する報告について)

内閣総理大臣から発言を求められております。発言を許します。小淵内閣総理大臣。

(国務大臣小淵恵三君登壇、拍手)

○国務大臣(小淵恵三君) 私は、クリントン大統領の招待を受け、四月二十九日から五月五日まで米國を公式に訪問し、クリントン大統領と首脳会談を行ったほか、ロサンゼルス、シカゴを親善訪問いたしました。今回の訪米は、我が国の首相として十二年ぶりの公式訪問であり、八年ぶりの地方都市への親善訪問でありましたが、日米両国の友好と協力のきずなを一層強固なものとする上で所期の成果を上げ得たものと考えております。

三日に行われました首脳会談では、日米両国が自由と民主主義という基本的価値を共有する同盟国として、二十一世紀に向けて平和で豊かな世界を構築するという共通の目標に向けて一層協力していくことを確認いたしました。

大統領との間では、アジア太平洋地域の平和と安定のためにも日米安保体制の信頼性を強化していくことで一致するとともに、大統領より、周辺事態安全確保法案等の衆議院通過を評価する旨の発言がありました。
私より、来年の九州・沖縄サミット的首脳会合

を沖縄で開催することに決定した旨説明し、大統領は、大変よい考えであると述べられました。

また、主要地域情勢につきましても緊密な意見交換を行いました。北朝鮮に関しては、日米韓三カ国の協調のもと、抑止と対話のバランスをとりつつ北朝鮮政策を進めていくことを確認いたしました。この関連で、私より日本人拉致疑惑に言及し、大統領より、引き続き米韓としても取り組んでいくとの発言がありました。

コソボ情勢に関しては、私から、その政治的解決を目指した国際社会の一致した対応の重要性を指摘するとともに、難民支援を中心に二億ドルの支援を決定した旨を伝えました。大統領からは、日本の姿勢を高く評価する旨の発言がありました。

なお、米韓を訪問中のロシアのチェルノムイルジン特使との間でもコソボ問題の解決に向けた取り組みについて協議いたしました。

経済に関しては、日本の経済回復に向けてとり得る限りの施策を迅速かつ大胆に講じてきたこと、そして本年度にプラス成長を確実にすることにに向けて引き続き不退転の決意で臨んでいくことを説明いたしました。また、我が国経済の根本的再生のための供給面の体質強化を図る構造改革についても説明いたしました。大統領は、こうした日本の取り組みを高く評価しつつ、日本経済の早期回復への期待を表明いたしました。また、日米がアジア経済の回復、国際金融システムの強化やWTOの次期交渉の開始に向けて緊密に協力する旨が確認されました。さらに、大統領と私は、規制緩和、投資、コンビューター二〇〇〇年問題及び競争分野の協力協定に関する日米協力の成果を歓迎いたしました。

また、私は、米国民との交流を深めるため、ロサンゼルスとシカゴを訪問いたしました。両都市において、アジア太平洋における日米の協力や今後の日米関係に関する演説を行ったほか、シカゴ大学の学生との懇談など米国民との交流行事を行いました。

い、日米関係のすそ野の拡大を図りました。また、ワシントンにおきましては、米国の財界人や日本滞在経験をもつ米国人青年等の日米交流関係者とも懇談し、多様な分野の多くの米国の方々とお会いいたしました。

こうした出会いを通じて、両国のパートナーシップが国民同士でも強固な相互信頼により結ばれていることを実感いたしました。また、日米関係のさらなる発展のために両国民の一層の交流を促進していくことの重要性を強く感じました。

今回の六日間に及ぶ訪米及び日米首脳会談を通じて、新たな世紀を迎える世界にあって、より多くの国の人々がより強固な安全と一層の繁栄を享受できるよう、率先して協力していくことが日米両国にとともに課せられた使命であることについて、クリントン大統領とともに決意と展望を示したことが今次訪米の最大の成果であったと思います。私としては、日本外交の基軸である日米関係の一層の強化のために今後とも尽力してまいり所存であり、議員各位の御協力を心からお願ひ申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。吉村剛太郎君。

(吉村剛太郎君登壇、拍手)

○吉村剛太郎君 私は、自由民主党と自由党を代表して、先ほど御報告のありました日米首脳会談等について、総理に若干の質問をいたします。

今回の総理の訪米は、中曽根元総理以来十二年ぶり、冷戦終結後初めての公式訪米であり、不安定な国際情勢の中、内外の注目を集めて首脳会談等が開かれました。

訪米前半で、各地での米国民との友好的な交流や財界人を初めとして積極的に対話されたことは、総理のお人柄と相まって日米の相互理解を一層深めたものと思われまします。

また、歓迎式典、首脳会談、共同記者会見を通して、日米両国が永続するパートナーであることを強く世界に印象づけました。

首脳会談では、直面する安全保障問題、景気回復問題を初め、世界の平和と安定へ向けて率直な意見交換がなされ、自由、民主主義、人権の共通の価値観を持つ日米同盟が、二十一世紀の共通の目標に向けて一層協力していくことを確認されたことは大きな意義を持つものであります。

日米の相互の信頼関係に基づき、安保、経済両面にわたる協力、連携を深めていくことは、我が国のみならず、アジアを初め世界の平和と安定の基礎となるものであり、それだけに我が国として、景気回復や日米防衛協力、平和外交の展開、積極的な国際貢献等へ最大限の努力が望まれるところでありまします。

総理に、公式訪米の意義と日米首脳会談の主要な成果について、まずお伺ひいたします。

日米間の三年越しの重要な懸案事項でありましたガイドライン関連法案については、先日、一部修正の上、現在、本院で特別委員会の審議が始まる運びとなりました。クリントン大統領も衆議院通過を評価したいと表明されたようでありまします。船舶検査関係の条文の削除等、衆院での修正事項について米側から何か反応があったかどうか、お伺ひいたします。

北朝鮮問題については、引き続き日米韓が緊密に協議していくことは不可欠であります。総理は、ミサイルや核に加え、日本人拉致疑惑問題についてクリントン大統領の協力を強く要請され、米韓として取り組んでいく旨の意向を引き出したことは大きな成果として評価したいと存じます。

また総理は、朝鮮半島、特に北朝鮮への対応は、抑止と対話のバランスを基本とする包括的アプローチを進めることに賛同されたと伝えられていますが、現実には、ミサイル協議を初め、対北朝鮮交渉への日本の直接参加への道筋はいまだ見えてきておりません。

北朝鮮に対して、拉致疑惑を初め多くの懸案問題に真剣に対応させる外交上の手だてがぜひとも必要であります。日本、ロシアを加えた六者協議の実現も含め、総理の取り組みについて方針をお聞かせ願ひます。

日米両国は、国民総生産が世界の四四％と、約半分を占める経済二大国であります。それだけにアメリカは、一刻も早い日本経済の回復を実現し世界経済を安定化させようとの認識が強く、日米首脳会談でもその姿勢が明確にうかがわれました。

総理は、就任以来、金融システム安定化、総需政策を初め日本経済再生に向け総合的な経済政策を力強く進められておられるところで、クリントン大統領は、総理の指導力のもとで金融制度改革やマクロ面での措置、民間のリストラ努力を進めていることを高く評価すると述べられておられます。

ただ、アメリカは、アジア経済を含めてデフレへの危険性を指摘しており、特に我が国は、株価は回復しつつありますが、土地資産価格の下落に歯どめがかかっています。土地の流動化・有効活用対策などはいまだ不十分ではないかと思われまします。総理はデフレ回避策を今後どのように推進されるお考えなのか、伺ひます。

さらに総理は、日本経済は本格的な回復には今まさに正念場だ、引き続き不退転の決意で取り組むと表明され、クリントン大統領は、回復が弱いところは刺激策をとめないことが重要だと要望を出されています。今回の日米首脳会談で対外公約にもなった観がある九九年のプラス成長について、総理はどのような決意と具体策で実現を図られるお考えなのか、伺ひます。

四一六月を踏まえての補正予算編成の観測も一部に出ています。他方で財政の悪化やそれに伴う長期金利の上昇懸念もあり、この点も踏まえ、御判断をあわせお伺ひいたします。

構造改革への取り組みを緩めてはなりません。

企業が抱える人、設備、債務の過剰状態の改善は急務であります。現在進行中のリストラにおいては雇用の悪化など経済社会に痛みを伴い、現に三月の失業率は四・八％と最悪を記録しました。雇用の悪化については、ベンチャー育成など過剰人員の受け皿創設や人的能力の開発、職業訓練の充実が急がねばならず、政治、行政、産業界は総力を挙げて取り組むべきであります。他方、過剰設備に関しては、先般の産業競争力会議で提唱された設備廃棄への税制手当を拡充、すなわち欠損金繰越控除の期間延長などが有効と考えます。

そこで、税制面の手当で、規制の廃止などを含む構造改革への思い切った取り組みや雇用対策の抜本的拡充策について、総理にお伺いします。

日米の経済パートナーシップは総理訪米を機に一段と強まると期待されますが、唯一心配されるのは通商問題であります。

四月二十九日に米商務省は熱延鋼板のダンピング認定を下し、我が国メーカーは対応に追われています。これに加え、板ガラスなど五分野に関してアメリカ側は日本市場の開放を求めています。これらの情勢も踏まえ、首脳会談で合意を見た日米規制緩和協議共同報告書の内容の着実な実現が望まれます。

こうした状況を受けて、総理に次期WTO交渉での新たな秩序形成を視野に入れた通商問題への取り組み姿勢を伺います。

ユーゴスラビアのコソボ問題について、小淵総理は、首脳会談において難民支援、周辺国への支援等、総額二億ドルの援助を行うことを表明され、我が国としても主要八カ国の一員としてこの問題にできるだけの貢献をする考えを表明されました。

これに対してクリントン大統領は、ロシアの建設的な仲介努力に加えて、事態打開に向けて、我が国が難民支援等にとどまらず、外交的役割を果たすことが可能であるとの期待を表明されました。

その後、小淵総理は、急遽ロシアのチェルノムイルジン大統領特使と会談され、政治的解決に向けて協議が行われたようであります。

このような状況のもとで、G8のうち唯一「コソボ問題に今まで関与していない我が国として、どのようなスタンスでコソボ和平に関与していくのか、また、和平に向けた環境づくりにどう貢献していくのか、総理の見解を承りたい。

関連して、停戦後にコソボに展開する国際プロセスへの我が国の参加いかんについてもあわせてお伺いいたします。

最後に、来年主要国首脳会議が開催されることとなった沖縄について一言申し上げます。

サミット開催が伝えられるや、沖縄県民が祝いの踊りのカチャーシーで喜びを分かち合う報道に接し、総理の決断に心より敬意を表するものであります。

サミットは、失業率が全国平均の約二倍等、さまざまな問題を抱えた沖縄の振興策を図る絶好の機会であり、現実的対応を掲げられる稲嶺知事の方針のもとで、普天間飛行場の移設を初めとする基地問題への取り組みを一層進めていかなければなりません。

また、沖縄サミットを評価されたクリントン大統領には、ぜひとも沖縄の戦後の歴史や現在抱える諸問題を理解していただけたらと思います。沖縄サミットの成功に向け、国を挙げて努力し、二十一世紀に向けた新しい沖縄の歩みを強く期待するものであります。

日米首脳会談を踏まえた今後の取り組みや沖縄サミット成功への総理の御決意をお伺いいたします。私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣小淵恵三君登壇、拍手)

○国務大臣(小淵恵三君) 吉村剛太郎議員にお答え申し上げます。

訪米の意義と成果に関してお尋ねがございました。先ほども申し上げましたように、新たな世紀を

迎える世界にあって、より多くの国の人々がより強固な安全と一層の繁栄を享受できるよう率先して協力していくことが日米両国にともに課せられた使命であることにつきまして、クリントン大統領とともに決意と展望を示すことができたことが最大の成果であったと考えております。

日米防衛協力のための指針関連法案に関しましてお尋ねでありました。

議員御指摘のとおり、クリントン大統領は、同法案の衆議院通過を評価したい旨表明されましたが、船舶検査活動の削除等、同法案に係る衆議院における修正につきましては、他国の議会のことでもあり、何らの言及もございませんでした。

北朝鮮への対応に関するお尋ねですが、我が国としては、ミサイルや拉致疑惑等の問題の解決に向けて、米韓と協力しつつ努力していく考えであります。また、日朝間の対話のみならず、種々の多国籍の間を通じて北朝鮮に建設的な対応を求めていくことが重要であり、その一環として北東アジアにおける多国籍の対話の場の実現に努力していく考えであります。

土地の流動化・有効活用対策などを含めたデフレ回避策についてのお尋ねがございました。地価は最近下落が続いておりまして、土地取引も依然として停滞状況が続いております。こうした中で、昨年の緊急経済対策では、金融機関等が保有する不良債権等の実質的な処理を進めるため、整理回収機構や債権管理回収業法などの新しい不良債権処理の市場環境の基盤も活用するとともに、公的機関等の活用を図りつつ都市再開発を促進することにより土地の有効活用を推進し、土地、債権の流動化を進めることとなっております。着実な実施に今努めておるところでございます。

私といたしましては、十一年度に回復基盤を固め、プラス成長を確実にすることに向け、引き続き不転換の決意で取り組む考えであり、緊急経済対策を初めとする諸施策を果敢かつ強力に推進してまいります。

プラス成長に向けての決意と具体策についてお尋ねがありました。

先般、緊急経済対策の実施状況と今後の予定について確認いたしましたところでありまして、緊急経済対策関連の諸事業は極めて熱心に遂行されつつあります。現下の我が国経済は、民間需要が低調なため極めて厳しい状況にありますが、各種の政策効果に下支えされて下がりつつあります。

平成十一年度には、金融システム安定化策等によりまして、不良債権処理、金融機関の再編が進み、我が国実体経済の回復を阻害していた要因が取り除かれると考えられます。また、昨年末に成立いたしました十年度第三次補正予算のもとで切れ目なく景気回復策を実施しており、十一年度予算におきましても、恒久的な減税を初めといたしまして、国、地方を合わせまして九兆円を超える思い切った減税を実施するほか、公共事業について大幅な伸びを確保するなど、積極的な財政運営を行うことといたしております。

私といたしましては、ただいま申し上げましたように、十一年度に回復基盤を固め、プラス成長を確実にすることに向け、引き続き不転換の決意で取り組む考えであり、このような諸施策を果敢かつ強力に推進してまいります。

補正予算についてのお尋ねでありました。先ほど申し上げましたように、我が国経済の現状を見ますと依然として厳しい状況にありますが、緊急経済対策等の効果に下支えされ下げどまりつつあり、また、今後は十一年度予算の効果も本格的にあらわれることが期待されます。さらに、先般の閣議におきまして雇用対策の取りまとめを指示したところであります。

こうした状況のもと、現在のあらゆる対策を効果的に進めるよう、まさに内閣を挙げて全力で取り組んでいくことに尽きるものと考えております。

産業競争力会議についてお尋ねでありました。本会議は、生産性の向上による産業の競争力強

化を目指し、官民が協力して総合的な検討を行うため開催することになったものであります。したがって、この場での議論を踏まえつつ、設備廃棄の円滑化や規制緩和等も含めまして政府としても検討を行い、経済の供給サイドの体質強化を図る構造改革に真剣に取り組んでまいります。

雇用対策についてお尋ねがありました。

雇用の創出、安定に向けた産業界の努力を期待するとともに、能力開発や円滑な人材移動による早期再就職の促進のためのセーフティネットを整備していくことが急務であります。このため、新たな雇用確保に向けた政策展開を図るべく施策の検討を進めております。

具体的には、雇用対策として人材のエンプロイアビリティの向上と雇用のミスマッチの解消に向けた施策を検討し、また、雇用機会の創出策として新事業創出支援策の周知徹底を図りますとともに、医療福祉、情報通信など今後雇用の大幅な増加が見込まれる分野における一層の規制緩和、予算の有効活用等の具体化に努め、五月中にも検討結果を取りまとめたいと考えております。

今後の通商問題の取り組み姿勢についてお尋ねがありました。

我が国は、二〇〇〇年からWTOにおきまして開始される次期交渉を通じて、多角的貿易体制の強化を推進すべく取り組んでまいりております。そのため、WTOにおける次期交渉の開始に向けて日米両国で協力し、主導的な役割を果たしていく考えであります。

次に、コソボ問題に対する我が国の今後の取り組みについてお尋ねがありました。

先般のG8外相会合には高村外相が出席をいたしました。七つの原則につき合意を得る等、G8としての共通の立場の形成に努めた次第でございます。我が国としても、国連の枠組みのもとでの解決を目指し、またG8の一員として外交努力を払っていく考えであります。

国際監視団につきましては、その具体的な内容

は未定でございます。我が国の参加につき考え方を現在述べる段階ではないと考えております。最後に、沖縄問題についてのお尋ねでありました。

先般の沖縄政策協議会におきまして、緊急対策の実施に向け最終方針を了解するとともに、沖縄経済振興二十一世紀プランにつきまして県側の要望を伺ったところであります。今後、県側の要望を極力反映できるよう、同プランの策定に向けまして鋭意取り組んでまいりております。

また、米軍施設・区域の整理、統合、縮小につきましては、政府としては、稲嶺知事のお考えを十分に拝聴しつつ、沖縄県の理解と協力のもと、SACO最終報告を踏まえ、真剣に取り組んでまいりております。

九州・沖縄サミットについてのお尋ねでありました。

九州・沖縄サミットが成功裏に開催されますよう万全の努力をしていく考えであり、本日、内閣に九州・沖縄サミット開催に関する準備態勢を設けることとしたところであります。

政府といたしましては、サミットが成功することとて二十一世紀に向けて新たなスタートを切るよい機会となることを強く期待いたしておるところでございます。

以上、お答えいたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 松前達郎君。

○松前達郎君登壇、拍手。

○松前達郎君 私は、民主党・新緑風会を代表いたしまして、ただいま行われました小淵総理の訪米報告に対しまして若干の質問をいたします。

総理は、四月二十九日から六日間の日程で訪米されましたが、このたびの訪米は十二年ぶりの米国公式訪問であり、その目的を一言で言えば、日米間の関係をより強固で安定したものにするにあつたのではないかと思います。

そこで、総理は、出発に当たりまして、ニューヨーク・タイムズ紙に寄稿し、日本は二十一世紀の平和と繁栄に貢献できる国家に自己変革しつつあり、現在の経済的困難を克服すれば、日本は活力ある柔軟な社会に生まれ変わるというた旨のメッセージを米国民に伝えたのであります。それには経済的困難の克服が条件となっておりますけれども、私もまさにそのとおりだと思っております。

総理は、首脳会談で、九九年の実質経済成長率をプラスにするよう不撤退の決意で取り組む旨強調をされました。これに対してクリントン大統領は、日本の景気対策が確実になるまで景気刺激策を継続するよう要求し、財政健全化もさることながら、世界経済の脅威は赤字ではなくて、デフレによる経済の萎縮であると述べたと報じられております。

この大統領の発言は、必要に応じて補正予算の編成も含めた追加景気対策を求めたと見られるのであります。このことは、既に世界銀行やIMFが日本経済の見通しをマイナス成長に下方修正したこともあり、このままでは小淵政権最大の公約の今年度経済成長率〇・五％達成の実現は到底困難と見ているからではないでしょうか。このクリントン大統領の発言に関して、総理の見解と今後の施策についてまずお伺いいたします。

また、ロサンゼルスでの日米協会での歓迎夕食会では、二十一世紀をアジア太平洋地域の平和と繁栄の世紀とするには日米の協力が必要であり、そのためにはまず日本がしっかりしなければならぬ。二十一世紀の日本は明るい希望を持ち、思いやりで満ち、世界に貢献する日本と日本人であつてほしい旨の演説を行われました。

しかし、このような総理の意気込みとは裏腹に、我が国の完全失業率は過去最悪の四・八％を記録、また、文部省の国民性調査では、日本の現状や先行きを悲観的にとらえる人が急増し、多くの国民が自信喪失に陥っている結果が出ております。特に、心の豊かさや生活水準あるいは経済力

などに対する悲観論が際立ち、評価がいずれも過去五年間の最低となったのであります。

総理は、シカゴで、日本の三月の完全失業率が過去最悪となったことについて、日本経済に活力と競争力を取り戻す上で避けて通れない数字であるとし、やむを得ないことの見方を示されたのであります。企業倒産やリストラなどにより痛みを受ける人々にとっては極めてあります。景気の回復がない限り、新たな倒産やリストラは続いていくと思っております。

リストラによって企業が生き残りさえすれば景気が回復するの、あるいは倒産やリストラで失業者が増加する現象は景気回復のためにやむを得ないことなのであるか。景気回復が先かリストラが先か、両者は互いに深く関連した問題であると思っております。この問題を成り行きに任せて見ていくわけにはいきません。今後の重要な政治課題として重く受けとめるべきと考えますが、総理の見解を伺いたしたのであります。

今回の総理の訪米に当たった最大の関心は、ガイドライン関連法案の国会通過であつたと思っております。この法案は、その重要な項目として盛り込まれていた船舶検査条項を法案から削除して衆議院を通過し、辛うじて訪米の面目を保持できたのであります。

これに対して、クリントン米大統領の最大の関心事は何であつたでしょうか。NATO軍による空爆がその効果を上げることができないばかりか、たび重なる誤爆が国境を越えてブルガリアの首都ソフィアにまで至つたこと、将来の地上軍投入の可否をめぐる問題など、長期化する空爆の成否が米政権の浮沈を左右しかねない情勢の中で日米会談であり、会談直後に設定されたロシアのチェルノムイル津特使との緊急会談や日米首脳会談翌日からのドイツ訪問、ベルギーでのNATO首脳との今後の戦略協議などがクリントン米大統領の最大の関心事であつたことは容易に想像できます。

ある新聞に、防衛指針、サミット沖縄開催など

平成十一年五月七日 参議院会議録第十八号

國務大臣の報告に関する件(米国公式訪問に関する報告について)

二二

のお土産むなくコソボが主役に浮上と皮肉めいた記事がありました。総理は、今回の米国での行事及び日米首脳会談全体を総括してどう評価されているのか、お伺いしたいのであります。

また、予定外に急遽行われました総理とロシアのチェルノムイルジン特使との会談の内容についてもお聞かせをいただきたいのであります。

ユーゴ情勢に関しては、G8の中でも米英西国などとロシアとの間には立場上の大きな食い違いがございます。NATO側は、事態の進展によってユーゴのじゅうたん爆撃を辞さないという圧力をかけつつありますが、NATOによりますと空爆は既に最終段階に入り、ユーゴ軍のコソボからの撤退が解決へのかぎとなりつつあります。NATOはユーゴスラビア・コソボ自治州をめぐる紛争終結後の日本に対する期待として、コソボの復興やバルカン半島の包括的安定策づくりへの日本の積極的な関与を挙げております。

ボンで行われていたG8外相会議は、コソボに国際文民治安駐留組織を展開させるなどの議長声明を採択いたしました。また、六月にケルンで行われるサミットではユーゴスラビア・コソボ問題が議題になることは必至であります。我が国として積極的に貢献するために何をなすべきか、ただ二億ドルの資金援助だけでは紛争解決に対する役割を果たしているとは言えません。総理が言われた紛争の外交的解決とは米国追認ということなのでしょう。ここで考えなければならぬことは、サミットのメンバーでNATO以外の国は日本とロシアのみだということです。

我が国政府にとって伝統的に不得意な積極外交がもしもありませんが、あらゆるチャネルを使って積極的に汗を流し、行動する外交の展開がぜひとも必要だと考えますが、総理の見解をお伺いしたい。

総理は、四月二十九日に、二〇〇〇年七月下旬に予定されておりますサミットの主催権地を沖縄県の名護市と決定して訪米されたのであります。

沖縄で開催することは、普天間基地移転問題や基地縮小問題、あるいは沖縄が今後周辺事態に對して出動する米軍の拠点になる可能性をも含めて、沖縄の抱えている問題にどのような影響を与えたいとの考え方で決定されたのか、この点について総理の御見解を伺いたいのであります。

また、首脳会談における対朝鮮民主主義人民共和国政策では、核疑惑問題やミサイル発射問題に加え、日本人拉致問題解決に対する米国の支援を求めたこととありますが、これに対する米側の新しい対応が表明されたのか、それとも協力すると言いつつどまったのか、伺いたいのであります。もし、米国が拉致問題解決に協力すると言えらば、その方法には何があるのか、総理のお考えをお伺いしたいのであります。

来る六月に行われますケルン・サミットは、多くの国際的課題を討議することになりそうであり。特に、対ユーゴ問題、コソボ自治州の平和維持などが大きな議題になることは間違いありません。また、二〇〇〇年の九州・沖縄サミットは米軍基地問題を各首脳に認識させるよい機会ともなると思ひます。今後の我が国の外交に当たり、誤りのない歴史観と世界観のもと、毅然とした独自の外交戦略を展開されるよう総理に要望いたします。私の質問を終わります。(拍手)

(國務大臣小淵恵三君登壇、拍手)

○國務大臣(小淵恵三君) 松前達郎議員にお答え申し上げます。

まず、日米首脳会談におきまして日本の景気対策に對してさらに刺激策を継続するよう要求したのではないかとのお話でございましたが、日米間、申すまでもありませんが、世界第一そして第二の経済大国でございます。と同時に、それぞれ国における経済そのものは、自国のみならず他国に對して極めて影響の大きいことは申すまでもありません。

かつてはアメリカがくしゃみをすれば日本が風邪を引くと言われた時代もございますが、現在、

アメリカ経済は大変好調でございます。みずから健康優良児の立場でありまして、むしろ我が国が風邪を引けば東南アジア初め肺炎を起こすというような状況でございます。

したがって、ひとりその国の経済の状況は、この二つの大きな経済大国の及ぼす影響について改めて深く認識し合うと同時に、現在の日本の経済状況について、一日も早くさらに経済的な活性化を求められるという一般的なことを申されたいわけでございまして、具体的な問題に就いては我が国に對する要請であつたということではございません。

それから第二に、シカゴでの失業率の問題についてお触れになりました。

これは、シカゴ大学の学生たちとの懇談会とございました。日本はマクロ経済につきましてのお尋ねがございました。現在、日本は残念ながら四・八％というかつてない失業率になっておる、こういう状況の中で、一方では企業におきましてリストラをし競争力を回復していかなきゃならない、こういうことでございまして、そういう意味合いの中で、この失業率というものをできる限り抑えたいかなければなりません。一方、企業のリストラが進展していく中で、失業率の問題も決して安閑とするものでない。

したがって、一方におきましては雇用政策について十分な対応をしていくことでこの事態を乗り越えていかなければならない。かつてのアメリカのように、極めて短期に企業がレイオフその他の強硬的な政策を遂行して一挙に経済が回復したというような形での状況というものは、我が国の中におきましてはそうした政策をとり得ることがなかなか困難な中で、どう乗り越えていくかというところについていろいろと討議した中でお話が出たこととございまして、何とか失業率を抑えつつ、かつ企業が体質を強化して競争力をつけることによりまして、日本経済再生のために努力していく決意を申し述べさせていただいたところでござい

ざいます。

次に、チェルノムイルジン特使との会談についてお触れになりました。

ちょうどたまたま、御案内のとおりにエリツイン大統領の特使としてワシントンに参つておられまして、前日にゴア副大統領並びにクリントン大統領とお話をされまして、松前先生御指摘のように、今回のNATO十九カ国爆撃に關しまして、いわゆるG8としてはロシアと日本がこれに参画しているわけではございません。したがって、ロシアは、長いバルカン半島に對する政治的ないろいろの歴史的なかわりの中で、大きな力を發揮しようということであらうと思ひますが、我が国としては、御案内のとおり、コソボからの難民に對しての支援ということにまず全精力を傾けさせていただいております。

なお、政治的な観点から、今回のこの平和的解決のためにいかなることがなし得るかどうかというようなことも含めまして、チェルノムイルジン特使とも率直なお話を交わすことができましたが、その内容につきましてはひとつ差し控えさせていただきますかと思ひます。

考え方としては、ぜひ今回の問題が一日も早く解決するための手段として、日本としての政治的な対応、何かなし得るかどうかということについて、十分これからも検討していくべき課題だろうと考えております。

一般的なコソボ問題につきましては、我が国としては、この問題の解決のためには国際社会が一致してユーゴ政府に働きかけていくことが基本であると考へておられまして、G8外相会談や先ほど申し上げましたチェルノムイルジン特使との会談等を通じて、これから積極的な外交努力を試みてまいりたいというふうに思っております。

それから、二〇〇〇年サミットの開催地についてのお尋ねでありましたが、九州・沖縄サミット的首脳会合の開催につきましては、会議に必要な施設、環境が備わっていることに加えて、沖

繩の長い歴史の痛みと県民の熱い期待にこたえる
との観点から、沖縄に決定をいたしました。

政府といたしましては、サミットが成功すること
で沖縄経済の活性化に役立つとともに、県民が
一体となって新しいスタートを切るよい機会にな
るように期待いたしております。

最後に、北朝鮮に関するお尋ねでございました
が、今般の日米首脳会談におきまして、私より、
ミサイルや核施設懸念の問題に加え、拉致疑惑の
問題があり、大統領の協力を得たい旨申し述べた
のに対し、大統領から、この問題のことは承知を
しており、米國としても取り組んでいきたい旨の
発言がございました。

残念ながら、日本と北朝鮮の間には公式の今正
常化交渉が中断をいたしております。事は核施設
懸念の問題ではございますけれども、北朝鮮と
のパイプを最も持っておりますのは米國でござい
ますので、そうした米國が我が国におけるこの問題に
ついての関心を十分持たれるということは極めて
重要であるということで、あえて私からこの問題
を提起させていただいたところでございます。

北朝鮮との各種の協議を行っている米國が、こ
のような我が国の懸念を引き続き十分念頭に置いて
対応することを期待いたしております。

以上、御答弁をさせていただいた次第でござい
ます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 魚住裕一郎君。

(魚住裕一郎君登壇、拍手)

○魚住裕一郎君 私は、公明党を代表し、今般の
小淵総理の米國公式訪問に関連し、若干の質問を
いたします。

まず、総理の今回の訪米の基本的意義づけは一
体何だったのかという点であります。

総理は、二十一世紀の日米関係に関して、アジ
ア太平洋地域の平和と安定に不可欠なのは、日米
両國が確固たる安全保障上の同盟関係を維持して

いくことであるとし、日米関係を二十一世紀にお
いて史上最高最強のものとする」と表明されまし
た。

私も公明党も、日米関係は我が国外交の基軸
であるとの認識のもと、今般の公式訪問は、二十
一世紀に向けた強固な日米協力関係の構築を目指
すために、北東アジア情勢など地域の安全保障や
世界経済の安定に共通の認識に立ち、協力を確認
する重要な会談と意義づけをしたのであります。
しかるに、総理は歓迎式典において、大西
洋を挟むNATO首脳が一堂に会したこの首都で
太平洋を挟む日米が会談するのは意義深いとし
て、みずからNATO同盟と同列に近い日米同盟
を目指す考えを示されました。

現在、ガイドライン関連法案が本院において審
議されております。私は、平和憲法の精神と原則
を踏まえつつ日米安保体制の機能充実を図ること
は必要であると考えておりますが、NATOと同列
視するまでは考えておりません。創立五十周年を
迎えたNATOは、冷戦下での集団防衛を目的と
する西側軍事同盟から脱却して、危機管理型の安
全保障機構への脱皮を目指し、先般、新戦略概念
を採択して欧州安保の将来構想に踏み出しまし
た。

その内容は、NATOの地理的範囲を超える抑
止力が必要との考えのもと、予防外交ではなく、
予防防衛を志向するものであります。総理みずか
らの公式訪問の意義づけアピールのためのNATO
同列視ともとらえられますが、総理はこのNATO
同盟と同じ方向性で日米関係を牽引される考
えが否か、お尋ねいたします。

次に、ユーゴ・コソボ情勢に関してお尋ねいた
します。

ユーゴ空爆が始まって既に四十日余を経過し、
長期化の様相を呈しております。また、周辺諸國
への多大な難民流出、誤爆等による一般市民の犠
牲者続出など、まことに悲惨な事態を迎えており
ます。かかる中での日米首脳会談では、早期の平

和的解決へ向けた要請、殊に早期打開に向けた国
連の強力なリーダーシップ発揮への働きかけが日
米共同で行われるべきではないかと考えます。
ユーゴ空爆それ自体、国連の危機であるところら
える向きもありますが、だからこそ、国連中心外
交の考えのもと、クリントン大統領に要請すべき
であります。

総理は、単にクリントン大統領の長期戦略支
持、G8共同歩調、二億ドル支援策を述べたにす
ぎません。対米追従外交と言わざるを得ません。
国際社会の一致した対応が必要とする総理が、何
ゆえ国連のリーダーシップについて言及しなかつ
たのか、お伺いいたします。

次に、今般、G8緊急外相会議が開催されまし
た。マケドニアに赴き、スコピエ郊外の難民収容
所も視察した外務大臣は、G8外相会議で新和平
案づくりについて何と提唱したのか、また、二億ドル以
外の日本の貢献策についてどのように考えている
のか。例えば、国連が決議した文民と治安維持部
隊による実効力のある国際駐留団に日本として要
員を送るのか否か、外務大臣にお伺いいたしま
す。

次に、沖縄サミットについてお聞きいたしま
す。

訪米直前にサミットの沖縄開催を決定されまし
た。私も、沖縄の歴史並びに基地問題、経済問題
も含む現状を踏まえ、歓迎すべきことと評価いた
します。

ただ、来年七月の沖縄サミットに向け、SAC
Oでの合意がありながら具体化が滞っている県内
の基地問題にどう対処していくのか、総理の決意
をお伺いいたします。

次に、経済問題についてお伺いいたします。

総理は、クリントン大統領に不退転の決意を
持って、プラス成長、〇・五％成長を確約されま
した。大変厳しい状況にある日本経済を九九年度
本予算のみで国際公約達成が可能とお考えなの
か、お伺いいたします。

現状のまま推移すると、マイナス・四％との
見通しがIMFの判断であります。直前のG7蔵
相・中央銀行総裁会議の共同声明でも、あらゆる
可能な手段を用いて景気刺激措置を執行すべきで
あると求められております。さらに、アジア開発
銀行総会においても日本の景気回復を名指しで求
められているのであります。

すなわち、日本経済に対する米國を含む諸外國
と日本との認識のずれがあるのではないかと。現在
の景気対策や構造改革で九九年度はプラス〇・
五％成長達成可能とする日本に対し、諸外國では
財政支出の息切れ、失業率上昇で景気失速と懸念
しているのであります。来月はケルン・サミット
であります。総理はいかなる手法で景気回復を図
るのか、お伺いいたします。

これに関連して、野田自治大臣は、輸血措置と
して補正予算の編成も積極的に検討すべきである
と述べられております。九九年度予算は補正なし
で景気対策にも対応するというのが自由党の主張
ではなかったでしょうか。どのような認識のもと
、右のような発言をされたのか、自治大臣にお
伺いいたします。

右発言とともに、自民党幹事長も補正予算の必
要性を指摘しておられます。

総理は、補正予算との明言は避けておられます
が、細心の注意を払った後には補正もあり得るの
か。その際、デフレを悪化させないための短期政
策と日本の産業構造改革とをどう調整されていく
のか、お伺いいたします。

総理のプラス成長確約を白じんで聞いているたの
が日本国民ではないかと思えます。完全失業率は
最悪の四・八％には上がります。失業者は三百三十
九万人となりました。現金給与の伸び率はマイナ
スとなり、サラリーマン世帯の消費支出も大幅減
となっております。国民は不満と将来への不安に
さいなまれていと言っても過言ではありません。
総理は、企業の過剰人員整理のため、失業率
の一層の悪化の見通しを述べておりますが、問題

平成十一年五月七日 参議院会議録第十八号

国務大臣の報告に関する件(米國公式訪問に関する報告について)

一四

は失業増加にどう対処するかであります。

マクロ的にも失業から経済への下押し圧力が大きくなり、景気の腰折れを招き、ひいてはアジア経済危機の深刻化につながる、九七年の財政構造改革を急ぐ余り消費税率を引き上げたあの失敗をまた繰り返すのではないかと、米國も諸外国もこのように懸念していると考えます。五月にまとめるこの雇用対策の方向性についてお示しいただきたいと思ひます。

最後に、半島情勢についてであります。拉致疑惑につきクリントン大統領の協力を要請し、日本の立場への支持表明を得たことは評価すべきであると考えます。

しかし、ミサイル問題につき総理が米朝協議の場への日本の参加を提唱と事前の報道がありました。総理は首脳会談で具体的に提唱されたのでしょうか、お伺ひいたします。

不審船事件等、挑発的な外交姿勢が改められないままであり、右のミサイル協議の場への参加のないまま、KEDOへの十億ドル資金供与協定に署名されました。どのような検討のもと、署名されたのかを伺って、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣小淵恵三君登壇、拍手〕
○国務大臣(小淵恵三君) 魚住裕一郎議員にお答え申し上げます。

まず、日米関係の方向性についてお尋ねでありましたが、私がNATO諸国に言及いたしましたのは、米國から見まして大西洋の方向にはNATO諸国との同盟関係があり、太平洋を隔てて日本との同盟関係があるとの事実を指摘したものでございまして、日米安保体制を米國のNATO諸国との関係と同列に論じたものではございません。今回の訪米の意義は、価値を共有する同盟国である日米兩國が平和で豊かな世界の構築という共通の目標を目指して協力していくことで一致いたしましたということだろと思ひます。

コソボ問題についてのお尋ねでありました。

問題解決のためには、G8諸国を中心として国連の枠組みのもとで本問題の解決を追求することが重要であると考えております。

今般のクリントン大統領との会談におきましては、このような考え方のもと、G8諸国間の協調が必要であるとの考えを述べた次第でございまして、

六日のG8外相会合におきまして、コソボ問題解決のための七つの原則に合意が得られ、今後国連安保理決議採択に向けて作業を進めることになったと承知をいたしております。

沖繩における米軍施設・区域に関する問題についてのお尋ねでありましたが、これまでもSACO最終報告に盛り込まれた返還案を着実に実施しているところであり、整理、統合、縮小の具体化が滞っていると御指摘は当たらないと思ひます。政府としては、今後とも、同報告の着実な実現に向けまして、稲嶺知事のお考えも十分に拝聴して、沖繩県の理解と協力のもと、最大限の努力を払ってまいりたいと考えております。

我が國の今後の景況について、同時にまた、米大統領に対する我が國の経済成長についての確約をしたのではないかと、このことについて、現在の日本の経済が大変厳しい環境にあることは十分承知をいたしております。

したが、いま、従来から我が國の経済を活性化するために種々の政策を講じてまいってきておるところでございまして、特に十一年度、金融システムの安定化策によりまして不良債権の処理、金融機関の再編が進みまして、我が國実体経済の回復を阻害してまいりました要因が取り除かれつつあると考えております。

また、昨年末に成立した十年度第三次補正予算のもとで切れ目なく景気回復策を実施いたしております。これと十一年度の予算におきまして各種の減税、こうした思い切った施策を実行することによりまして、積極的な財政運営と相まって十一年度回復基調を固め、プラス成長を確実にする

ことに向けて引き続き不退転の決意で取り組む考えであります。このような施策を果敢かつ強力に推進してまいりたいと思っております。また、このことを米側にも強く申し上げたところでございます。

補正予算及びデフレ対策についてでございますが、我が國経済の現状を見ますと、依然として厳しい状況にありますが、先ほど申し上げました緊急経済対策等の効果に下支えされまして下げどまりつつある。また、今般は十一年度予算の効果も本格的にあらわれてくるのが期待されておるところであります。先般の閣議でも特に雇用対策の取りまとめを指示したところでございまして、

こうした状況のもと、現在のあらゆる対策を効果的に進めるよう、まさに内閣を挙げて全力で取り組んでいくことに尽きるものと考えております。

なお、申し上げましたように、経済の根本的な再生にはどうしても供給面の体質強化を図ることが不可欠であると考えておりまして、政府といたしまして、いま一度規制緩和等による事業環境の整備に強く取り組んでまいってございまして、引き続き、産業競争力会議におきましても官民の知恵を出し合うなど、構造改革に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

関連いたしまして、雇用対策の点でございますけれども、雇用の創出、安定に向けた産業界の努力を期待するとともに、能力開発や円滑な人材移動による早期再就職の促進のためのセーフティネットを整備していくことが急務であります。こうした考え方に立ちまして、新たな雇用確保に向けた政策展開を図るべく、雇用対策及び雇用機会の創出策のさらなる充実に向けまして早急に検討を進めているところでございまして、五月中にぜひこの検討結果を取りまとめたいと考えております。

北朝鮮のミサイルの問題に関するお尋ねでありました。

今般の日米首脳会談におきまして米朝協議への

我が國の参加に直接言及したわけではありませんが、我が國としては、日米韓の三国がミサイル問題を初めとする共通の諸課題につき緊密に連携し、効果的に対応することが重要と考えておりまして、このような我が國の立場につきましましては米側も十分承知をいたしておるところでございまして、

北朝鮮への対応に関して、なお御指摘のようにいろいろ不審船の問題あるいはまた諸懸案があることは承知をいたしておりますが、今後とも対話と抑止によりまして適切に対応してまいる考えでございます。

そういった意味では、KEDOにつきましまして、北朝鮮の核開発を阻止する最も現実的かつ効果的な枠組みとしてこのKEDOを維持することが我が國自身の安全保障上極めて重要であるとの考えから、今般KEDOの資金供与協定に署名したことも御案内のとおりでございます。

なお、北朝鮮との関係につきましましては、申し上げましたように、対話と抑止によりまして積極的に対応していきたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣高村正彦君登壇、拍手〕
○国務大臣(高村正彦君) コソボ問題についてのお尋ねであります。我が國としては、コソボ問題を解決するには、ユーゴ政府が国際社会の要求を受け入れること、そのためにG8間で共通ポジションを早急ににつくり上げ、同政府に働きかけていくこと、また、国連が主導的役割を果たすことが必要と考えております。

今般のG8外相会合にも私はこのような考え方のもとに出席をいたしました。結果として、コソボにおける暴力と抑圧の終了等、コソボ問題解決のための七つの原則につき合意されたとともに、かかる原則を実施するために国連安保理決議の準備を行うこと等が合意されました。我が國が表明してきた考えののちとってこのような決定が

なされたことは重要な前進であると考えております。

今般発表しました二億ドル以外のさらなる貢献策につきましては、現地の状況に応じ検討していきたいと考えておりますが、国際駐留団につきましては、その具体的な内容は未定であり、我が国の参加につき考え方を述べる段階にはないと考えております。(拍手)

(国務大臣野田毅君登壇、拍手)

○国務大臣(野田毅君) 補正予算の編成に関する御質問にお答えをいたします。

平成十一年度当初予算の編成に当たりましては、年度途中で大規模な補正をしなくても済むようにしたいという考え方で、自自両党の交渉、折衝に臨みました。その結果、両党合意の上で、大幅減税あるいは公共事業や中小企業対策、雇用対策等、景気対策に最大限配慮して当初予算が編成されたことは御承知のとおりでございます。

ただ、その際は、当時自由党の幹事長といったしまして、日本経済は景気回復という意味においても構造改革という意味においても危機的状況にあり、十一年度を必ずプラス成長とするためには、景気動向を注視した上で果敢な対応が必要であるという考え方もあわせて申し上げておいたところでございます。

御指摘の私の輸血措置という発言についてでありますけれども、今後の景気動向によつては、追加的な景気対策に係る補正予算の編成というのは、一般論として否定されるべきものではないという趣旨を申し上げたわけでございます。

特に、経済の構造改革や個別企業のリストラということは、経済再生のためには必要不可欠な経路でありますけれども、一方で、目先、足元の動向についてはデフレ圧力を伴うというものでもあるわけであります。したがって、手術をするときには輸血措置が必要であるのと同じように、経済の構造改革を成功させようということである場合には、マクロ政策のバックアップということも必要であるというところも念頭に置く必要があるというところを申し上げたわけであります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 池田幹幸君。

(池田幹幸君登壇、拍手)

○池田幹幸君 私は、日本共産党を代表して、日米首脳会談に関連して小淵総理に質問します。

総理は共同記者会見で、日米両国が二十一世紀に向け平和で豊かな世界を構築するという共通の目標を目指して一層協力していくことを確認したと述べられました。しかし、率直に言って、会談で確認された内容は、日米安保体制強化を全面的に打ち出し、平和の問題でも経済の問題でも、日本国民にとっては、協力の名のもとに一方的な犠牲を強いられるおそれの大きいものと言わざるを得ません。

そこで、まずガイドラインについて質問します。

ガイドライン関連法案については、衆議院における短い審議の中ですら、その危険性が明らかになり、国民の中から多くの疑義や危惧の念が出されつつあります。また、本院における審議は開始されたばかりであります。にもかかわらず、首脳会談の結果は、既に法律が成立したかのような立場で、新たな約束をした疑いが濃厚なものであります。こういった参議院の審議をないがしろにする行為に対し、私は強く抗議するものであります。

クリントン大統領は共同記者会見で、我々は会談で、新たな日米ガイドライン関連法案が衆議院を通過し、これによって、我々がアジアにおけるいかなる地域危機にも柔軟かつ迅速に対応できるようにすることを喜んでいと述べました。これはまさにガイドラインの危険な本質を浮き彫りにしたものではありませんか。

総理は国会で、ガイドラインの周辺事態とは、我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重大な影響を与える事態だと答弁してまいりました。

た。しかし、クリントン大統領のこの発言は、ガイドラインによって日本の協力が確保となり、いかなる危機にも対応できるようになったというもので、日本の平和と安全に重大な影響を与える事態といった限定など全くないではありませんか。

クリントン大統領が「我々」と述べたのに対し、同席していた総理はこれに何の異議も挟みませんでした。ということは、総理も同じ認識なのですか。答弁を求めます。

また、小淵総理は新ガイドラインの実効性確保の重要性を確認したと述べていますが、確認した実効性確保の中身は一体何なのか。具体的にどのような約束をしたのか、明確な答弁を求めます。

さらに、クリントン大統領は、米国の政策は一つの中国を支持している、日米防衛協力はいかなる意味でも中国に向けられたものと見られるべきではないと述べ、総理もこの発言を否定しませんでした。総理、この問題はいまのままでは許されません。周辺事態で台湾を対象にしないと言言すべきではありませんか。答弁を求めます。

NATOのユーゴ空爆によって列車、バスを初め多くの民間人が犠牲となつています。コソボ問題では三本の国連安保理決議が出されていますが、どれ一つとして武力行使を容認したものはありません。NATOの攻撃は、国際法上何ら根拠のないもので、違法なものであることは明白ではありませんか。

政府は、民間人をも巻き込んでいるNATOの空爆の開始に際して、早々と理解するという態度をとりました。しかし、NATOの空爆は国際法上根拠がない上に、ユーゴ空爆には米下院でも批判が強まり、支持決議が採択できないというのが最近の現実です。ヨーロッパでも批判の声が高まっています。しかし、総理の言明からは主権国家を爆撃することの重大さへの認識も爆撃批判の高まりへの理解もまるで見えません。国際的な平和解決の努力や国連での空爆停止、和平交渉の努力への言及もなしに、なぜ米国の支持すると言明したのですか。それは武力行使強化の新たな呼び水になるのではないですか。

次に、経済問題についてであります。一昨年の消費増税の大失政に始まった消費大不況は、依然として深刻であります。小淵総理は日米首脳会談で、景気回復に向けてあらゆる施策を迅速かつ大胆に講じたと言及されましたが、その目玉である九九年年度予算、ゼネコン奉仕の公共事業と金持ち、大企業減税を柱とした九九年年度予算に景気回復を期待する声はほとんどありません。今年度経済成長見通しを〇・五%としたのは政府だけであり、それを信用する人はありません。多くの民間シンクタンクはもとより、財界もマイナス成長を予測しており、IMFに至っては先月マイナス一・四%成長に見通しを下方修正したではありませんか。今必要なのは、景気対策の真の決め手である個人消費の回復の方向へ政策を転換することではありませんか。

首脳会談では、クリントン大統領が、景気回復に全力を尽くすことが大事で、回復が弱いうちには刺激策をやめないことが大事だと述べたのに対し、総理は、大統領の指摘は大事なことであり、細心の注意を払いたいと応じられましたが、その真意を述べていただきたい。大統領の要求は明らかに従来型景気対策の追加、継続にありますが、総理はこれをそのまま受け入れようと考えているのではありませんか。そうであるならば、それは国債を増発して公共事業を上積みするものであり、景気対策どころか長期金利の上昇を招いて景気の足を引っ張りかねないものであり、財政破綻をさらに深刻化するものではありませんか。このような不当な要求はきっぱりと拒否して、圧倒的多数の国民が要求している消費増税の減税をちゅうちゅうなく実施すべきであります。

総理はシカゴ大学での懇談で、企業が競争力を

持つためにはリストラが必要との立場から、失業率が5%になることもあり得るという見方を示したと伝えられておりますが、これは今日の失業問題を真剣に受けとめない国民無視の発言と言わなければなりません。完全失業率が四・八%に達した背景には、大企業がグループぐるみで数千人単位の人員削減を相次いで進めていることがあります。今、政治に求められているのは、大企業がその社会的責任として果たすべき雇用責任を放棄して進めているリストラ、人減らしを規制することです。ところが、小淵総理、あなたの直轄下にある産業競争力会議は逆にリストラ支援の減税策まで提案しようとしております。これでは失業者を増大させ、個人消費を落ち込ませることにしかなりません。今こそ解雇規制法を含む雇用対策に全力を挙げなければなりません。

会談で承認した日米規制緩和報告書も問題です。ここでは日本側の約束した項目は百六十一項目で、大型小売店の進出に対する地方自治体の規制を封じるなど極めて具体的に実施を約束したのですが、アメリカ側の項目はわずか三十項目で、内容は、検討協議を約束するといった抽象的なもので、実施の約束などはほとんどありません。これでは数の上でも内容の面でも日本側の一方的な譲歩ではありませんか。

総理、首脳会談で共通の利益を求めて協力することを確認したといいますが、その共通の利益とは、ガイドラインを初めアメリカの世界戦略に従属、迎合することなのか。そうであってはいけません。二十一世紀に向かって今大切なことは、日本国民に一方的犠牲を強いる対米従属的な姿勢を改め、対等、平等な日米関係の確立を目指し、自主的な外交姿勢に転換することであり、このことを指摘し、質問を終わります。(拍手)

(國務大臣小淵恵三君登壇、拍手)
○國務大臣(小淵恵三君) 池田幹幸議員にお答え

申し上げます。

首脳会談でのクリントン大統領の発言につきお尋ねですが、御指摘の大統領の発言は、周辺事態安全確保法案の意義につき一般的に言及したものと理解しており、周辺事態が我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態である点につき日米間に見解の相違はなく、米の立場が我が国の従来の立場と異なっていることを認めたとの御指摘は当たらないものであります。

日米防衛協力のための指針の実効性確保の中心についてお尋ねですが、さきの首脳会談におきまして、私から指針の実効性確保のための関連法案が衆議院を通過した旨を説明し、クリントン大統領がこれを評価したわけでありました。また、私からは、今後とも日米安保体制の信頼性の強化に努力していく旨を述べたところでございます。

周辺事態と台湾についてのお尋ねでありましたが、周辺事態はその生起する地域をあらかじめ特定することはできないという意味での地理的概念でなく、ある特定の地域における事態につき、あらかじめこれが周辺事態に当たるか否かの質問にお答えすることは不可能であります。

我が国は、日中共同声明において表明された基本的立場を堅持した上で、台湾をめぐる問題が当事者間の話し合いにより平和的に解決されることを強く希望いたしております。

コソボ問題についてお尋ねがありました。今回のNATOの行動が安保理決議を根拠とするものか否かは、一義的には安保理が判断すべきものであります。この関連でロシアが提出した決議案は、安保理において賛成三、反対十二の大差で否決されたところであります。いずれにしても、我が国は今回のNATOの行動の当事者ではなく、詳細な情報も有しておりませんので、法的評価を下すことはできないことを御理解いただきたいと思います。

コソボ問題の解決についてのお尋ねであります。我が国としては、G8を中心としての国連の

枠組みのもとでの解決策を探索することが重要と考えております。今般の日米首脳会談においてこのような外交努力の重要性を強調いたしましたところでありました。

このような考え方に基づき、我が国としても今般G8外相会合等で外交努力を行っており、同会合の結果、解決のための七つの原則に合意が得られ、国連安保理決議に向けての作業を進めることとなった次第でございます。

個人消費の回復へ政策を転換すべきということであり、我が国経済の回復のためにはGDPの約六割を占める個人消費は重要であると考えております。こうした観点も踏まえまして、昨年末に成立した第三次補正予算のもとで切れ目なく景気回復策を実施いたしております。十一年度予算におきましても、当面の景気回復に全力を尽くすとの観点から、個人所得課税の恒久的減税を実施するほか、公共事業や中小企業対策、雇用対策に最大限配慮するとともに、住宅ローン減税を行うことなど、人々の生活基盤の安定化につながる施策を十分取り入れたものとしておるのであります。

日米首脳会談における経済問題についての私の発言についてお尋ねがありました。私より、本格的な回復に向けては今まさに正念場であり、九九年に回復基盤を固めプラス成長を確実にすることに向け、引き続き不転換の決意で取り組むことを表明いたしましたものであります。私としては、現在、あらゆる対策を効果的に進めるよう、まさに内閣を挙げて全力で取り組んでいくことに尽きると考えております。

従来型の景気対策を追加、継続するかということであり、我が国経済の現状を見れば、依然として厳しい状況にありますが、緊急経済対策の効果に下支えされ下がりつつあります。また、今般は十一年度予算の効果も本格的にあらわれてくるのが期待されます。さらに、先般の閣議におきまして雇用対策の取りまとめを指示した

ところであります。先ほど申し上げましたように、こうした状況のもと、現在のあらゆる対策を効果的に進めるよう、まさに内閣を挙げて全力で取り組んでいくことに尽きるものと考えております。

消費税の減税についてお尋ねがありました。

消費税の引き上げを含む税制改正は、少子高齢化の進展という我が国の構造的変化に税制面から対応するものであり、我が国の将来にとって極めて重要な改革であったと考えております。消費税に限らず、税は低い方がいいという面はありますが、税、財政のあり方を考えるとき、消費税率の引き下げは困難であり、この点、国民の皆さんにも御理解いただきたいと思います。

リストラについてであります。事業の再構築は、我が国経済の再生を図る上で不可欠な道となっております。これを進めていくに当たっては、雇用の取り扱いが重要であると考えており、雇用の創出、安定に向けた産業界の努力を期待するとともに、官民が一致協力して能力開発や円滑な人材移動による早期再就職の促進のためのセーフティーネットを整備する必要があると考えております。

雇用対策についてであります。能力開発や円滑な人材移動による早期再就職の促進のためのセーフティーネットを整備していくことが急務であることは申し上げたとおりであります。こうした考えに立ちまして、新たな雇用確保に向けた政策展開を図るべく、雇用対策及び雇用機会の創出策のさらなる充実について早急に検討を進めておるところであります。

なお、解雇につきましては、判例の考え方を踏まえて労使間で話し合われるべきものであり、一律に規制するような立法措置を講ずることは適切でないと考えております。

日米規制緩和対話第二回共同現状報告に関するお尋ねでありましたが、この報告は、日米間の規制緩和対話の二年目における成果を取りまとめた

ものであります。日米間の規制緩和対話は双方方向性の原則に基づいておりまして、三年目についてもうこうした原則に立って対話を継続することとしたしております。いずれにせよ、我が国としては、我が国自身の課題として規制緩和に取り組んでいくところであります。

最後に、日米関係と我が国の外交姿勢に関するお尋ねであります。

クリントン大統領と私が確認したのは、日米両国が、自由と民主主義という基本的価値を共有する同盟国として、二十一世紀に向けて平和で豊かな世界を構築するという共通の目標に向けて一層協力することでありました。私といたしましては、日本外交の基軸である日米関係の一層の強化のために今後とも全力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 福島瑞穂君。

(福島瑞穂君登壇、拍手)

○福島瑞穂君 私、社会民主党・護憲連合を代表して、日米首脳会談の内容に関連して、小淵首相に質問いたします。

日米新ガイドライン関連法案に関連して質問をいたします。

私が一番思うことは、総理は、国民に向けて政治を行っているのか、アメリカに向けて政治を行っているのか、一体どっちを向いて政治を行っているのかということなんです。

私は、衆議院議員の人たちから、衆議院の採決をめぐって、小淵首相がゴールデンウィークに渡米されるので、それまでに衆議院で日米新ガイドライン関連法案を通過させてほしいと言われたと聞いております。周辺事態法などがアメリカへのお土産であるとも言われました。国民の命や暮らし、生活は、アメリカへのお土産程度のものなのではないでしょうか。

日米新ガイドライン関連法案を危惧して、反対

や慎重審議の意見書を採択した地方自治体は二百を超えようとしております。反対や慎重審議を求める国民の声を耳を傾けてください。国民に向けて政治を行っているのか、アメリカに向かって政治を行っているのか、疑問に思っています。

次に、声を大にして言いたいことは、参議院の軽視ということなんです。

私は、参議院のメンバーであることに誇りを持っております。当たり前のことですが、参議院は衆議院のカーボンコピーではありません。衆議院で通過しただけでアメリカになぜ報告ができるのでしょうか。

総理にお聞きします。

日米新ガイドライン関連法案について、アメリカに對し具体的にどういう文言で報告をされたのか、お答えください。また、アメリカに對し具体的にどういう約束をされたのかをお答えください。

さらにお聞きします。日本はアメリカに對して主権性を發揮できるのでしょうか。必要な場合、ノーと言えらるのでしょうか。そのことにつき、特に二点、お聞きいたします。

まず、軍事紛争へのアメリカの介入に對して、過去に日本が一度でも反対を表明したことがあるのでしょうか。アメリカの主導する軍事行動には、国際法上、疑問のある行動が数多く含まれております。例えば、スーダン、アフガニスタン、ユーゴスラビアがアメリカやNATOを侵略あるいはまさに侵略しようとしたという事実はないにもかかわらず攻撃をしております。けれども、国があるからといってミサイルを撃ち込むことはできないはずなんです。日本政府は、スーダン、アフガニスタンへのアメリカのミサイル攻撃に理解を示すとともに、ユーゴスラビアへのNATOによる攻撃を強く支持するという姿勢をとっています。

が、このようなアメリカの行為は、国際法に基づくならば認められるものではありません。

総理は、日米首脳会談で、コソボ問題について

クリントン大統領の長期戦略を歓迎するとおっしゃっています。しかし、民間人に数多くの犠牲者を出し、正当性のない空爆をやめるようおっしゃるべきだったのではないのでしょうか。

次に、日米安保条約第六条の実施に関する交換公文についてお聞きをいたします。

岸・ハーター交換公文があります。これは一九六〇年一月十九日に交換された公文で、日米間の事前協議がなされる場合として三つが決められております。そのうちの二つは、日本国から行われる戦闘作戦行動のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用です。

今まで、例えば一九九八年一月二十三日、空母インディペンデンスが横須賀港から中東出兵をしました。これは、日米安保条約第六条が定めている極東の枠を大きく超えております。明らかに事前協議の対象です。このように、アメリカが事前協議の対象となる日本国から行われる戦闘作戦行動のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用をしたことは何度もあります。

そこで、お聞きします。

これまでの日米間の事前協議は、何回行われたのでしょうか。

私の調査では、アメリカの軍事紛争への介入に對して、過去に日本はノーと言ったことはありません。反対をしたことはありません。そして事前協議が必要な場合にも事前協議がなされたことありません。しかも、野呂田防衛庁長官は、ことし四月一日の衆議院日米防衛協力のための指針に関する特別委員会において、周辺事態法が成立すれば、絶えず緊密な連絡調整をやっているのだ、実態上ノーと言ったことはないと言っています。

しかし、相手が理不尽なときには、国民のためにはノーと言わなければなりません。国民のためには、日米安保条約第六条が必要だと考えてつくったシステムをばっさり切り去ろうとしているのです。四十年前の政党政治家よりも後退し、よりアメリカの言うがままになっているので

はないのでしょうか。だからこそ、周辺事態法などが成立すると、アメリカが世界のどこかで始めた戦争に日本は巻き込まれていくと危惧するのは理の当然ではないのでしょうか。総理、国民全員の命や生活に関する問題です。真摯に答えてください。

日米の緊密な関係ができた報道されている面もありますが、緊密な関係は軍事同盟ではなく、平和外交の具体化をすることです。すべきではないのでしょうか。

次に、四月二十八日、衆議院の法務委員会、盗聴法、組織的犯罪対策法の参考人質疑が行われた直後に、全く不意打ちに、今後の委員会の進行をすべて委員長に一任するという強行採決が行われました。自民党筆頭理事は、これは内なるガイドラインだ、急がねばと言ったと伝えられています。

しかし、そういう位置づけはおかしいのではないのでしょうか。盗聴制度の導入やマネーロンダリング規制は、国の刑事司法制度の根幹にかかわる重大な問題です。アメリカでも、盗聴制度の中で実はテロ対策に全く効果が上がっていない、そして政治的に盗聴が使われている、政治家こそが最も盗聴の対象にされているという報告もあります。

強行採決ということになれば、これは日本の民主主義の自殺行為です。前国会で全野党が継続に反対した問題の多い法案を拙速で審議するのは民主主義の破壊です。慎重審議をすべきだと思います。

このことを主張し、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣小淵恵三君登壇、拍手)

○国務大臣(小淵恵三君) 福島瑞穂議員にお答え申し上げます。

周辺事態安全確保法案についてまずお尋ねがございました。本法案につきましては、衆議院における長時間

にわたる御審議を踏まえ、同院における修正の上可決されたところでありまして、拙速に採決を行ったとの御指摘は当たらないと考えます。

なお、本法案につきましては、国民及び地方自治団体の関心も非常に高いものと承知をいたしており、今後ともさまざまな機会をとらえ説明に努めてまいりたいと考えております。

日米防衛協力のための指針関連法案等についての米側とのやりとりに関するお尋ねであります。私は、クリントン大統領に対し、指針関連法案等が先日衆議院を通過した旨を説明いたしました。このことが参議院軽視であるとの御指摘は全く当たらないと思います。政府としては、本法案等が参議院においても十分御議論され、可能な限り早期に成立、承認されることを期待いたしております。

米国の軍事行動に関するお尋ねであります。我が国は、国際法上違法な武力行使には一貫して反対の態度をとっております。

クリントン大統領の長期戦略を歓迎すると私が申し述べたことについてのお尋ねであります。本件コソボの問題であります。真にコソボ問題の解決を図るために、コソボにとどまらず、南東欧全体の平和と安定を追求していく必要があるとの米欧諸国の考え方に賛意を表したものであります。

事前協議についてお尋ねがありました。事前協議はこれまで一度も行われたことはありませんが、これは日米安保条約締結以来、事前協議を行わなければならないような事態が生じなかったためであり、日米安保体制の抑止力が効果的に機能してきたことの証左であります。事前協議の対象となる主題に該当する場合は、当然事前協議が行われることになり、我が国としても適切に対処することは当然のことです。

日米間の緊密な関係を築く施策に関するお尋ねであります。日米両国は、二十一世紀に向けて平和で豊かな世界を構築するという共通の目標を

有しております。三日のクリントン大統領との会談でも、このような目標に向かって日米両国が率先して協力することを確認いたしましたところであり、私といたしましては、世界の平和と繁栄の達成のため、既に緊密な日米関係ではあります。さらにこれを一層強化すべく努めてまいります。

最後に、組織犯罪対策三法案の審議についてのお尋ねがありました。

国会での御審議につきまして意見を申し述べ、これは差し控えたいと思っております。昨年三月に提出したこれらの三法案は、組織的な犯罪をめぐり国内外の情勢にかんがみ、この種の犯罪に適切に対処するために必要不可欠な法整備として重要かつ緊急の課題でありますので、できる限り早期に実現させていただきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。(拍手)

○議長(金丸信) 奥村展三君。

(奥村展三君登壇、拍手)

○奥村展三君 私は、総理の米国公公式訪問に関する報告に対しまして、参議院の会を代表して、質問をさせていただきます。

このたびの日米首脳会談につきまして私の素朴な感想から述べて、そして質問をさせていただきます。

クリントン大統領が就任されてから我が国の総理大臣は、小淵総理で六人目であります。また、十二年ぶりの公式訪問であったわけであり、先進諸国の首脳が長期にわたって政権を担当されているのが一般的であります。我が国の総理は首脳会談のような国際会議においては常に顔ぶれが新しくかわっているのが現状であります。首脳間の信頼関係の構築や国際的な我が国の発言力という観点から見ましても、余りいいことではございません。

さらに、つけ加えて申し上げるならば、我が国

のあらゆる改革が遅々として進まないのは、このあたりに原因があるのではないのでしょうか。特に経済構造改革などは、その効果があらわれるまでに少なくとも数年単位の時間がかかります。改革を進めるには短期的な効果ばかりに目を奪われてはなりません。その改革の痛みに耐え、腰を据えて取り組むことが重要であります。

我が国が国際的な発言力を高めていくためにも、また国内の改革を進めていくためにも、中長期の視点が必要であると思っております。我が国の将来を思うとき、政治判断が最も重要であります。総理はどのようにお考えになるか、お聞かせを願いたいと思っております。

次に、日米関係について伺いをいたします。

日米関係は、我が国にとりまして最も重要であります。このたびの日米首脳会談におきまして、東西冷戦の崩壊後しばらく漂流きみでありました日米関係を、安全保障と経済の両面でその価値観と責任を共有する同盟関係として位置づけたことは大変意義深いことであると思っております。ただ残念なことに、首脳会談の最大の成果は始球式であるアメリカの政府高官の発言が冗談めいて報道されておりました。日米首脳会談に対する注目度の低さも感じられたわけであり、我が国との強力な同盟関係が支えられていると言っても過言ではないと思っております。

日米の関係は、アジア太平洋地域の平和と安定を引き続き保障する枠組みを提供して、軍拡競争や武力紛争のおそれがないよう経済的繁栄や発展を導くことにあると思っております。日米両国は一九九六年四月の安保宣言で確認をいたしてもおりますし、それが冷戦後の新戦略概念ではないでしょうか。

日米同盟の強化が中国の懸念を増幅することにつながると心配する声がありますが、むしろ日米が協力して安全保障、経済の両面で中国を国際社

会の責任ある一員とすることが必要ではないでしょうか。総理の見解をお伺いいたします。

次に、日米安保問題について伺いをいたします。

ガイドラインは衆議院を通過いたしました。今、参議院に送られ、その審議が始まったばかりであります。十分な審議を要することは言うまでもありません。今日まで対米協力協議などはどちらかといいますと役人レベルの内容ばかりであったと思っております。本日に現実として日本が受け入れられるのかどうか、また、イエス・ノーをはっきりと言え政治のリーダーシップの分野が抜け落ちていたのではないのでしょうか。日米防衛協力のグレーゾーンを解消して、有事における超法規的行動を避ける意味でガイドラインの必要性は理解できるものであります。

先ほどの日米関係のところでも触れましたが、中国との関係に関しましては、中国自身が軍事力を必要以上に強化されることによってアジアにおける不安定要因にならないように、日米両国が共同して中国との信頼醸成に努めていくことが重要だと思っております。総理はどのようにお考えになるでしょうか。

最後に、経済問題について伺いをいたします。

我が国の企業が国際競争に生き残っていくためには、過剰設備の廃棄や雇用調整などの経営の効率化が避けられないと思っております。一部にはそのような動きがはじまっており、これが本格化すれば設備投資や失業率などの経済指標が一層悪化するものになると思っております。また一方、公共投資を大幅に前倒した結果、年度後半には前年度比半分ぐらいに落ち込むとの試算も言われているところでもあります。日米の専門家の間でも、年度後半に息切れしかねないとの見方が強まっております。

総理は改めて今年度のプラス成長を国際的に公約されたわけであり、そこで、もし今年度の

プラス成長が達成されなかった場合、総理はどのようにして責任をおとりになるのかをお伺いしておきたいと思ひます。

また、今回の会談の中で、クリントン大統領は、アジア経済が直面する問題は財政赤字拡大や金融緩和によるインフレではなくデフレだと報じられております。財政出動を往とする現在の景気刺激策を継続するよう強く求められたと仄聞いたしております。

今、我が国はまさに綱渡りの経済運営を強いられていられるにもかかわらず、従来の景気刺激策を求めてくるアメリカは、我が国経済の長期的な構造をどう考えているのでしょうか。日米間の景気認識の差は何なものでしょうか。総理の御見解をお伺いしたいと思います。

また、総理は、今回のこの会談において追加対策についての明言を避けられておりますが、年度後半には需給ギャップを埋めるための従来の景気刺激策を講じざるを得ない状況に迫り込まれるのではないのでしょうか。現に、自民党の森幹事長は、秋の臨時国会での補正予算の編成について言及されているではありませんか。

今回の一連の首脳会談において、アメリカの強い要請にこたえることで短期的には景気を下支えすることが可能かもしれませんが、長期金利の抑制などが可能であったとしても、経済構造改革に逆行して二十一世紀の我が国経済のポテンシャルを失ってしまうことにはならないでしょうか。その点について総理の率直な御見解をお伺いし、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)
〔国務大臣小淵恵三君登壇、拍手〕
○国務大臣小淵恵三君 奥村展三議員にお答え申し上げます。

冒頭、奥村議員から、他の先進諸国に比較して我が国の総理大臣が相対的に短時間で交代している旨言及をされました。

たしか明治十八年に内閣制度が始まって以来百年、私で八十四回目でございます。そうした意味では、比べる国にもありますけれども、必ずしも長いものではないと思っております。

ただ、我々としては、与えられた、国会で御指名をいただいたその任期の中で最大限の努力をしながらと国民に尽くすべきだと、こうした考えで全力を尽くさせていただいておるところでございます。また、私自身も、就任以来、国際的な首脳間の信頼関係の構築に精力的に取り組ませていただき、国際的な発言力のさらなる向上に意を用いてまいっております。

また、私、しばしば申し上げておりますように、現在を近代日本の明治維新、第二次世界大戦後に続く第三の開国の時期と位置づけまして、あらゆる分野における構造改革を進めていかなければならない時点だと考えております。

非力ではございますが、奥村議員を初め議員各位の御理解と御支援を心からお願い申し上げます次第であります。

日米関係に関するお尋ねであります。首脳会談において私と大統領の間で、アジア太平洋地域の平和と安定のためにも日米安保体制の信頼性を強化することで意見が一致し、新たな世紀を迎える世界にあって、より多くの国の人々がより強固な安全と一層の繁栄が享受できるよう、日米間で率先して協力していくとの決意と展望を確認いたしましたところでありました。

日米同盟と中国との関係についてお尋ねでございます。我が国といたしましては、米国とともに中国との関係を最も重要な二国間関係と考へ、アジア太平洋地域ひいては世界の平和と繁栄のため、中国を国際社会のより建設的なパートナーとしていく必要があると考えております。

こうした観点から、先般の日米首脳会談におきましても、中国のWTO早期加盟を含め、種々の分野で日米両国がそれぞれ中国との協力関係を促進していくことが重要であるとの意見で一致を見たと考えております。

我が国のアジア政策についてであります。我が国は憲法のもと、他国に脅威となるような軍事大国にならないとの基本理念に基づき、地域での米国の存在と関与を前提としつつ、域内の信頼醸成促進でその平和と安定に努力いたしております。

また、アジア経済危機に関し、これまで約八百億ドルの支援策を表明する等の協力を行っており、これらの取り組みはアジア諸国の理解を得ていると考えております。

日本経済について、日米双方の認識についてのお尋ねであります。我が国経済が長期にわたって厳しい状況が続いている背景には、短期的な景気循環だけでなく、金融機関や企業の不良債権、日本的な経済システムの問題があり、これが景気回復の妨げとなっているものと認識をいたしております。

先般の日米首脳会談におきましては、私より、日本経済の根本的再生には需要喚起とともに供給面の体質強化を図る構造改革が不可欠であると説明をいたしました。これに対しクリントン大統領は、我が国の金融システム安定化策、マクロ経済措置、経済構造改革に対する取り組みにつきましてもこれを高く評価されましたが、このことからわかるように、我が国の長期的な構造問題の重要性につきましても米国としても十分に認識をいたしましたものと考えております。

今年度のプラス成長についてのお尋ねでございます。私といたしましては、十一年度に回復基盤を固め、プラス成長を確実にすることに向けまして、引き続き不転換の決意で取り組む考えであり、緊急経済対策を初めとする思い切った諸施策を果敢かつ強力に推進してまいりたいと考えております。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法

また、我が国経済の根本的な再生には供給面の体質強化を図ることが不可欠であると考えておりまして、政府といたしまして、規制緩和等の経済構造改革に真剣に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。(拍手)
○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案
日程第三 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案

日程第四 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出)

以上三案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長野間起君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕
〔野間起君登壇、拍手〕

○野間起君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案は、特定農産加工業の経営改善を引き続き促進するため、法律の有効期間を五年間延長しようとするものであります。

次に、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案は、卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化、公正かつ効率的な売買取引の確保、卸売市場の再編の円滑化等のための措置を講じようとするものであります。

次に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案は、認定を受けた製造業者がみずから日本農林規格による格付を行うことができる制度を導入するほか、品質に関する表示の基準の対象をすべての飲食料品に拡大するとともに、生産の方法に特色のある農林物資の名称の表示の適正化を図るための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案について、それぞれ参考人を招致してその意見を聴取するとともに、特定農産加工業の経営状況と今後の見通し、卸売市場の公共性、公開性の確保、卸売業者等の経営改善方策、零細な生産者や卸売市場関連業者への配慮、取引手数料のあり方、生鮮食料品の原産地表示のあり方、有機農業の振興策、有機農産物の検査・認証及び表示のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案について採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案について討論に入りましとところ、日本共産党を代表して須藤理事、社会民主党・護憲連合を代表して谷本理事より、それぞれ反対である旨の意見が述べられました。討論を終わし、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案について採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対し、それぞれ附帯決議を行いました。以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

まず、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 次に、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午後七時七分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 菅野 久光君

議員

弘友 和夫君
鶴保 庸介君
岩本 莊太君
福本 潤一君
魚住裕一郎君
世耕 弘成君
渡辺 孝男君
入澤 肇君

木村 仁君
山本 保君
大森 礼子君
亀井 郁夫君
高野 博師君
益田 洋介君
月原 茂晴君
菅川 健二君
但馬 久美君
荒木 清寛君
戸田 邦司君
堂本 睦子君
風間 昶君
森本 晃司君
泉 信也君
田名部匡省君
統 訓弘君
白浜 一良君
渡辺 秀央君
脇 雅史君
北岡 秀二君
岸 宏一君
佐藤 昭郎君
中川 義雄君
加納 時男君
阿南 一成君
岩永 浩美君
国井 正幸君
常田 享詳君
長峯 基君
上野 公成君
山崎 力君
沢 たまき君
阿曾田 清君
加藤 修一君
松 あきら君
高橋 令則君
奥村 展三君
海野 義孝君
山下 栄一君
平野 貞夫君
松岡満壽男君
日笠 勝之君
木庭健太郎君
田村 秀昭君
椎名 素夫君
浜田卓二郎君
浜西津敏子君
鶴岡 洋君
星野 朋市君
山下 善彦君
中島 真人君
久野 恒一君
斎藤 滋宣君
佐々木知子君
岩城 光英君
市川 一朗君
鈴木 政二君
田村 公平君
山本 一太君
岩井 國臣君
末広まきこ君

釜本 邦茂君	景山俊太郎君	村上 正邦君	石井 道子君
依田 智治君	佐藤 泰三君	竹山 裕君	野沢 太三君
鎌田 要人君	須藤良太郎君	久世 公亮君	鹿熊 安正君
田中 直紀君	若林 正俊君	中村 敦夫君	木俣 佳文君
成瀬 守重君	石川 弘君	浅尾慶一郎君	内藤 正光君
石渡 清元君	岡野 裕君	福山 哲郎君	岩瀬 良三君
上杉 光弘君	真鍋 賢二君	櫻井 充君	郡司 彰君
陣内 孝雄君	井上 吉夫君	佐藤 雄平君	小宮山洋子君
尾辻 秀久君	吉川 芳男君	谷林 正昭君	小川 敏夫君
坂野 重信君	中曾根弘文君	藤井 俊男君	高嶋 良充君
青木 幹雄君	龜谷 博昭君	本田 良一君	松崎 俊久君
保坂 三蔵君	小山 孝雄君	平田 健二君	朝日 俊弘君
阿部 正俊君	谷川 秀善君	和田 洋子君	伊藤 基隆君
仲道 俊哉君	日出 英輔君	小山 峰男君	小林 元君
森下 博之君	森田 次夫君	石田 美栄君	直嶋 正行君
森山 裕君	山内 俊夫君	江本 孟紀君	長谷川 清君
三浦 一水君	水島 裕君	川橋 幸子君	佐藤 泰介君
大野つや子君	中原 爽君	奥石 東君	寺崎 昭久君
平田 耕一君	林 芳正君	今泉 昭君	薬科 満治君
金田 勝年君	松村 龍二君	岡崎トミ子君	笹野 貞子君
鈴木 正孝君	塩崎 恭久君	松田 岩夫君	山下八洲夫君
長谷川道郎君	馳 浩君	江田 五月君	千葉 景子君
畑 恵君	大島 慶久君	北澤 俊美君	角田 義一君
岡 利定君	太田 豊秋君	足立 良平君	本岡 昭次君
加藤 紀文君	吉村剛太郎君	久保 巨君	吉田 之久君
山崎 正昭君	矢野 哲朗君	西川きよし君	小池 晃君
片山虎之助君	鴻池 祥肇君	宮本 岳志君	福島 瑞穂君
松谷蒼一郎君	清水嘉与子君	海野 徹君	島袋 宗康君
狩野 安君	河本 英典君	畑野 君枝君	小泉 親司君
野間 赳君	南野知恵子君	照屋 寛徳君	大脇 雅子君
井上 裕君	岩崎 純三君	小川 勝也君	石井 一二君

八田ひろ子君	富樫 練三君
早下部徳代子君	谷本 纈君
円 より子君	佐藤 道夫君
大沢 辰美君	井上 美代君
阿部 幸代君	須藤美也子君
清水 澄子君	三重野栄子君
柳田 稔君	篠瀬 進君
岩佐 恵美君	林 紀子君
西山登紀子君	緒方 靖夫君
大淵 絹子君	竹村 泰子君
勝木 健司君	池田 幹幸君
笠井 亮君	吉川 春子君
山下 芳生君	淵上 貞雄君
山本 正和君	松前 達郎君
広中和歌子君	吉岡 吉典君
市田 忠義君	筆坂 秀世君
橋本 敦君	立木 洋君
田 英夫君	村沢 牧君
梶原 敬義君	

国務大臣

政府委員

内閣総理大臣	小淵 恵三君
外務大臣	高村 正彦君
文部大臣	有馬 朗人君
農林水産大臣	中川 昭一君
自治大臣	野田 毅君
外務省北米局長	竹内 行夫君
外務省経済局長	大島正太郎君
文部省高等教育局長	佐々木正峰君

議長の報告事項
 去る四月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

法務委員

辞任

補欠

地方行政・警察委員

辞任

補欠

外交・防衛委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

経済・産業委員

辞任

補欠

決算委員

辞任

補欠

議院運営委員

辞任

補欠

議員

補欠

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

内閣法の一部を改正する法律案(閣法第九六号)
内閣府設置法案(閣法第九七号)

国家行政組織法の一部を改正する法律案(閣法第九八号)

総務省設置法案(閣法第九九号)

郵政事業庁設置法案(閣法第一〇〇号)

法務省設置法案(閣法第一〇一号)

外務省設置法案(閣法第一〇二号)

財務省設置法案(閣法第一〇三号)

文部科学省設置法案(閣法第一〇四号)

厚生労働省設置法案(閣法第一〇五号)

農林水産省設置法案(閣法第一〇六号)

経済産業省設置法案(閣法第一〇七号)

国土交通省設置法案(閣法第一〇八号)

環境省設置法案(閣法第一〇九号)

中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律

の整備等に関する法律案(閣法第一一〇号)

独立行政法人通則法案(閣法第一一一号)

独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整

備に関する法律案(閣法第一一二号)

国と民間企業との間の人事交流に関する法律案

(閣法第一一三号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ

れた。

政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置等に関

する法律案(古賀誠君外八名提出)(衆法第一九号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を日米

防衛協力のための指針に関する特別委員会に付託

した。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間に

おける後方支援、物品又は役務の相互の提供に

関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間

の協定を改正する協定の締結について承認を求

めるの件(第四百四十二回国会閣案第二〇号)

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保

するための措置に関する法律案(第四百四十二回

国会閣法第一〇九号)

自衛隊法の一部を改正する法律案(第四百四十二

回国会閣法第一一〇号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び

脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政

府との間の協定の締結について承認を求めるの

件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び

脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府と

の間の協定を改正する議定書の締結について承

認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び

脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの

間の条約を改正する議定書の締結について承認

を求めるの件

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の

一部を改正する法律案

住宅の品質確保の促進等に関する法律案

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び

児童の保護等に関する法律案

国立公文書館法案

同日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付

した。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案

(第四百四十二回国会提出、第四百四十五回国会衆

議院送付)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決

した旨衆議院に通知した。

特定公共電気通信システム開発関連技術に関す

る研究開発の推進に関する法律の一部を改正す

る法律案

通信・放送機構法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律案

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正す

る法律案

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の

施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議

院に通知した。

会計検査院法の一部を改正する法律案

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通

知した。

特定公共電気通信システム開発関連技術に関す

る研究開発の推進に関する法律の一部を改正す

る法律

通信・放送機構法の一部を改正する法律

道路交通法の一部を改正する法律

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正す

る法律

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の

施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

会計検査院法の一部を改正する法律

同日内閣総理大臣から議長宛、同日内閣官房内閣

外政審議室長兼内閣総理大臣官房外政審議室長登

誠一郎君の第四百四十五回国会政府委員を免じた旨

の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の

者を、第四百四十五回国会政府委員に任命すること

を承認した。

内閣官房内閣外政審議

室長事務代理 竹内 春久君

兼内閣総理大臣官房外

政審議室長事務代理

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣官房内閣外政

審議室長事務代理兼内閣総理大臣官房外政審議室

長事務代理竹内春久君(同日議長承認を、第四百四

十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領

した。

去る四月三十日議長において、次のとおり常任委

員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交・防衛委員

辞任 補欠

田 英夫君 村沢 牧君

国民福祉委員

辞任 補欠

入澤 肇君 阿曾田 清君

農林水産委員

辞任 補欠

村沢 牧君 田 英夫君

同日内閣から、次の質問については、検討する必

要があり、これに日時を要するため、明示する期

限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後

段の規定による通知書を受領した。

参議院議員照屋寛徳君提出在留特別許可に関す

る質問(答弁することができる期限 五月二十

四日)

同日内閣総理大臣臨時代理から副議長宛、同日内

閣官房内閣内政審議室長兼内閣総理大臣官房内政

審議室長事務代理

審議室長竹島一彦君及び海上保安庁長官楠木行雄君の第百四十五回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日副議長は、内閣総理大臣臨時代理から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房内閣内政審議室長事務代理 兼内閣総理大臣官房内政審議室長事務代理 上野 宏君

海上保安庁長官事務代理 長光 正純君

同日内閣総理大臣臨時代理から副議長宛、内閣官房内閣内政審議室長事務代理兼内閣総理大臣官房内政審議室長事務代理上野宏君外一名(同日副議長承認)を、第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

服部三男雄君

補欠

松村 龍二君

地方行政・警察委員

辞任

松村 龍二君

服部三男雄君

外交・防衛委員

辞任

村沢 牧君

補欠

田 英夫君

財政・金融委員

辞任

益田 洋介君

木庭健太郎君

国民福祉委員

辞任

阿曾田 清君

入澤 肇君

農林水産委員

辞任

木庭健太郎君

補欠

益田 洋介君

田 英夫君

村沢 牧君

入澤 肇君

阿曾田 清君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

法務委員会

理事

松村 龍二君

(服部三男雄君の補欠)

理事

大森 礼子君

(高野博師君の補欠)

理事

谷本 嶺君

(村沢牧君の補欠)

同日委員長から次の報告書が提出された。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第四八号)審査報告書

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案(閣法第七三三号)審査報告書

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七四号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

中央省庁等改革における水道行政のあり方に関する再質問主意書(福本潤一君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名

海上保安庁長官事務代理

氏 名

長光 正純

(解 職)

異動後の官職名

平二・五六

異動年月日

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

海上保安庁長官 楠木 行雄君

同日内閣総理大臣から議長宛、海上保安庁長官楠木行雄君(同日議長承認)を、第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを受領した。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十一年二月二十三日

内閣総理大臣 小淵 恵三

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「十年」を「十五年」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方税法の一部改正)

第二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条の四第九項中「平成十一年六月三十日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

附則第三十一条の八第二項中「平成十一年六月三十日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

附則第三十二条の九第三項中「平成十一年六月三十日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第三条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二

平成十一年五月七日 参議院会議録第十八号 議長の報告事項 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

平成十一年五月七日 参議院會議録第十八号 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案

十六号)の一部を次のように改正する。
第八十条第一項中「平成十一年六月三十日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

審査報告書

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年五月六日

農林水産委員長 野間 赳

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における生鮮食料品等の生産、流通及び消費の状況その他の卸売市場をめぐる環境の変化にかんがみ、卸売市場の健全な発展及び活性化を図るため、卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化、公正かつ効率的な売買取引の確保、卸売市場の再編の円滑化等のための措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

生鮮食料品は、国民生活に不可欠な基礎的物資であり、その生産・流通の円滑化と価格の安定を図ることは極めて重要な課題である。

よって政府は、今後とも卸売市場が流通の中核としての役割を十分果たしていくよう、本法の施行に当たっては、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 需給の会合による生鮮食料品の公正な価格形成機能を維持するため、卸売市場の公共性、公開性を十分確保すること。
- 二 生鮮食料品の継続的な安定供給を確保するため、価格競争力の弱い出荷者に対しても、常に安定した取引が確保されるよう十分配慮すること。
- 三 相対取引を行う卸売市場については、生産及び消費の実態を適正に反映した合理的な価格が形成されるよう指導するとともに、零細な仲卸業者や売買参加者が不当な差別的取扱いを受けることのないよう監督すること。
- 四 長期化の傾向にある量販店等の買受代金支払いが、仲卸業者の経営に影響を与えることのないよう十分配慮すること。
- 五 卸売市場における情報処理の機械化を積極的に推進するとともに、流通情報のシステム化に対応できない産地や零細業者に十分配慮すること。
- 六 近年におけるコールドチェーンの進展に対処するため、卸売市場における保冷施設等の整備に努めること。
- 七 地域農業の振興を図る観点から、地域農産物の流通システムの在り方について検討すること。

右決議する。

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成十一年三月九日

内閣総理大臣 小淵 恵三

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律

(卸売市場法の一部改正)

第一条 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十二条」を「第八十三条」に改める。

第二条第一項中「(一般消費者の日常生活と密接な関係を有するその他の農畜水産物で政令で定めるものを含む。を)及び花きその他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物で政令で定めるものを」に改める。

第四条第二項第四号中「を行なう」を「又は仲卸しの業務(卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場に係る卸売の業務を行う者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。を)を行う」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前二項の規定は、卸売市場整備基本方針の変更について準用する。

第十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、

同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 開設者は、第九条第二項第三号から第六号までに掲げる事項の変更に係る前項の認可の申請をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより選定した卸売業者(第十五条第一項の許可を受けた者をいう。以下この章において同じ。、仲卸業者(第三十三条第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。、第三十六条第一項に規定する売買参加者その他の利害関係者の意見を聴かなければならない。ただし、第十三条の二第一項の市場取引委員会の意見を聴いたときは、この限りでない。

第十三条の次に次の三条を加える。

(市場取引委員会)

第十三条の二 開設者は、中央卸売市場における売買取引に關し必要な事項を調査審議させるため、業務規程で、市場取引委員会(以下この条において「委員会」という。)を置くことができる。

2 委員会は、業務規程の変更(第九条第二項第三号から第六号までに掲げる事項の変更に限る。)に關し、及び当該中央卸売市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、開設者に対して意見を述べることができ。

3 委員会の委員は、卸売業者、仲卸業者、第三十六条第一項に規定する売買参加者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、委員会を設置する開設者が委嘱する。

4 前三項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、委員会を設置する開設者が業務規程で定める。

(開設者の地位の承継)

第十三条の三 次の各号のいずれかに該当する地方公共団体であつて、現に開設されている中央卸売市場の開設者から当該中央卸売市場の施設に係る権原を取得し、中央卸売市場の開設者となろうとするものは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認可を受けて、当該中央卸売市場の開設者の地位を承継することができる。

一 都道府県で、現に開設されている中央卸売市場の開設区域の全部を管轄するもの
二 中央卸売市場の開設に關する事務を処理するために設置される地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は広域連合で、現に開設されている中央卸売市場の開設者である地方公共団体(当該開設者が第八条第二号に規定する一部事務組合又は広域連合である場合にあつては、これらを組織する地方公共団体)が加入し、かつ、当該中央卸売市場の開設区域の全部又は一部を管轄する地方公共団体のみが組織するもの

2 前項の規定による地位の承継があつたときは、当該中央卸売市場に係る従前の開設者に対する第八条の認可は、その効力を失う。
3 第九条及び第十条(同条第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の認可について準用する。

(開設者の地位の承継の効果)

第十三条の四 前条第一項の規定による地位の承継後の中央卸売市場(以下この条において「新卸売市場」という。)に係る業務規程(以下この条において「新業務規程」という。)が次に掲げる要件を満たす場合には、同項の規定による地位の承継前の中央卸売市場(以下この条において「旧卸売市場」という。)の卸売業者(以下この条において「旧卸売市場卸売業者」という。)は、新卸売市場において旧卸売市場における卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について卸売の業務を行う者として第十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

一 新業務規程で定められた取扱品目に係る取扱品目の部類が旧卸売市場卸売業者についての第十五条第一項の許可に係る取扱品目の部類のすべてを含んでいること。
二 新業務規程で新卸売市場において卸売の業務を行う者の数の最高限度が定められている場合にあつては、当該数の最高限度が旧卸売市場卸売業者の数を下回つていないこと。

2 新業務規程が次に掲げる要件を満たす場合には、旧卸売市場の仲卸業者(以下この条において「旧卸売市場仲卸業者」という。)は、新卸売市場において旧卸売市場における仲卸しの業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について仲卸しの業務を行う者として第三十三条第一項の許可を受けたものとみなす。

一 新業務規程で定められた取扱品目に係る取扱品目の部類が旧卸売市場仲卸業者についての第三十三条第一項の許可に係る取扱品目の部類のすべてを含んでいること。
二 新業務規程で新卸売市場において仲卸しの業務を行う者の数の最高限度が定められている場合にあつては、当該数の最高限度が旧卸売市場仲卸業者の数を下回つていないこと。

3 前条第一項の規定による地位の承継前に、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により、農林水産大臣が旧卸売市場卸売業者に對してした処分、手続その他の行為又は旧卸売市場卸売業者が農林水産大臣に對してした手続その他の行為は、農林水産大臣が第一項の規定により第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた者に對してした処分、手続その他の行為又は第一項の規定により第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた者が農林水産大臣に對してした手続その他の行為とみなす。

第十七条第一項第一号中「氏名又は」を削り、同項第二号中「法人である場合にあつては、」を削り、同項第三号中「行なう」を「行おう」に改める。
第十七条第一項第一号中「破産者で復権を得ないものである」を「法人でない」に改め、同項第二号中「禁錮以上の刑に処せられた者又は」を削り、同項第四号を次のように改める。
四 申請者の業務を執行する役員のうち次に次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 破産者で復権を得ないもの
ロ 禁錮以上の刑に処せられた者又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないもの
ハ 第四十九条第一項第二号の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者(当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。)で、その処分の日から起算して三年を経過しないもの
ニ 第四十九条第一項第三号の規定による解任の命令を受けた法人の当該命令により解任されるべきものとされた者で、その処分の日から起算して三年を経過しないもの

第十七条第一項第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項第八号中「行なう」を「行う」に、「第十五条第一項の許可を受けた者(以下この章において「卸売業者」という。)」を「卸売業者」に、「こえる」を「超える」に改め、同号を同項第七号とし、同条第二項を次のように改める。
2 農林水産大臣は、第十五条第一項の許可の申請をした者が第二十五条第二項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して一年を経過しない者であるときは、第十五条第一項の許可をしないことができる。

平成一十一年五月七日 参議院會議録第十八号 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案

第十七条第三項中「第一項第七号」を「第一項第六号」に改める。

第十九条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(純資産額)」を付する。

第二十条に見出しとして「(純資産額の報告等)」を付し、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣が定める期間ごとに、農林水産大臣に対し、農林水産省令で定める財産の状況を記載した書類を提出しなければならない。

第二十一条第四項中「及び第二項」を削り、「第十八条中」を「同条第二項中」第十五条第一項の許可の申請をした者」とあるのは「第二十一条第一項又は第二項の認可の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人」と、「第十五条第一項の許可を」とあるのは「第二十一条第一項又は第二項の認可を」と、「第十八条中」に改める。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十五条第一項中「第十七条第一項第一号又は第二号」を「第十七条第一項第一号又は第四号」に改め、「(卸売業者が法人である場合において、その業務を執行する役員のうちこれら各号のいずれかに規定する者に該当する者があることとなつたときを含む。)」を削る。

第二十九条から第三十二条までを次のように改める。

(事業報告書の写しの備付け及び閲覧)

第二十九条 卸売業者は、前条の規定による提出を行つたときは、速やかに、同条の事業報告書、農林水産省令で定める部分に限る。の写しを作成し、農林水産省令で定める期間、主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 卸売業者は、当該卸売業者に対して中央卸売市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(帳簿の区分経理)

第三十条 卸売業者は、中央卸売市場における取引について、農林水産省令で定めるところにより、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とを帳簿上区分して経理しなければならない。

第三十一条及び第三十二条 削除

第三十三条第一項中「(開設者が中央卸売市場内に設置する店舗において当該中央卸売市場の卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。)」を削り、「行なつて」を「行つて」に改める。

第三十四条を次のように改める。

(売買取引の原則)

第三十四条 中央卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

第三十四条の次に次の一条を加える。

(売買取引の方法)

第三十四条の二 卸売業者は、中央卸売市場に

おいて行う卸売については、次の各号に掲げる生鮮食料品等の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

一 せり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの せり売又は入札の方法

二 毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの 毎日の卸売予定数量のうち、開設者が生鮮食料品等の品目ごとに定める一定の割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法 (一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいい、以下「相対取引」という。)

三 前二号以外の生鮮食料品等として業務規程で定めるもの せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 前項第一号及び第二号に掲げる生鮮食料品等(同項第二号に掲げる生鮮食料品等にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。))については、災害の発生その他の農林水産省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者がせり売又は入札の方法によることが著しく不適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、相対取引によることができるものとす。

3 第一項第二号及び第三号に掲げる生鮮食料品等については、当該市場における入荷量が一時的に著しく減少したときその他の農林水産省令で定める特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者が指示したときは、同項の規定にかかわらず、せり売又は入札の方法によらなければならない。

4 開設者は、第一項第二号の一定の割合を定め、又は変更したときは、速やかに公表しなければならない。

5 第十二条第二項の規定は、開設者が第一項第二号の一定の割合を定め、又は変更するときに準用する。

第三十五条中「行なう」を「行う」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第五十八条第一項の許可を受けて、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合は、この限りでない。

第三十六条第一項中「(第三十三条第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)」を削る。

第三十八条第一号中「特定物品を」一定の規格若しくは貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している生鮮食料品等で農林水産省令で定めるもの又は品目若しくは品質が特殊であるため需要が一般的でない生鮮食料品等で農林水産省令で定めるもの」に改め、同条第二号中「行なう」を「行う」に改め、同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 当該中央卸売市場における需要が比較的安定している生鮮食料品等であつて、当該需要に対する供給の安定を図る上で卸売業

者が自己の計算において卸売をすることが適当であるものとして業務規程で定めるものの卸売をするとき。

三 卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき生鮮食料品等を確保する必要がある場合であつて、卸売業者が自己の計算において卸売をすることが適当であるものとして業務規程で定めるとき。

第三十九条中「行なう」を「行う」に改め、ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、この限りでない。

一 当該中央卸売市場に係る開設区域内において開設者が指定する場所（農林水産省令で定める特別の事情がある場合において、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣が当該開設区域の周辺の地域における一定の場所を指定したときは、その場所を含む。）にある生鮮食料品等の卸売をするとき。

二 開設者が、農林水産省令で定める基準に従い業務規程で定めるところにより、当該中央卸売市場に係る開設区域内において卸売業者が申請した場所にある生鮮食料品等の卸売をすることについて、当該中央卸売市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めたとき。

第四十四条の次に次の一条を加える。
(決済の確保)

第四十四条の二 中央卸売市場における売買取

引（卸売のための販売の委託の引受けを含む。）を行う者の決済は、支払期日、支払方法その他の決済の方法であつて業務規程で定めるものによりしなければならない。

第四十六条の見出しを（開設者による卸売予定数量等の公表）に改め、同条第一項中「入荷数量を卸売予定数量に」、「見易い」を「見やすい」に改める。

第四十六条の次に次の一条を加える。

（卸売業者による卸売予定数量等の公表）

第四十六条の二 卸売業者は、前条第一項の生鮮食料品等について、業務規程で定めるところにより、毎日の卸売が開始される時まで、その日の主要な品目の卸売予定数量を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 卸売業者は、前項の生鮮食料品等について、業務規程で定めるところにより、毎日の卸売が終了した後速やかに、売買取引の方法ごとに毎日の卸売の数量、価格その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

第四十七条中「前条第一項を」第四十六条第一項に改める。

第四十九条第一項第三号中「卸売業者が法人である場合には、」を削る。

第五十条中「に対し」の下に、「当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ」を加える。

第五十一条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 農林水産大臣は、卸売業者の財産の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該卸売業者に對し、当該卸売業者の財産に關し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

一 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に對する比率が農林水産省令で定める率を下つた場合

二 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に對する比率が農林水産省令で定める率を下つた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため財産の状況につき是正を加えることが必要な場合として農林水産省令で定める場合

第五十一条の次に次の一項を加える。

5 第二項第一号の流動資産の合計金額及び流動負債の合計金額並びに同項第二号の資本の合計金額並びに資本及び負債の合計金額は、農林水産省令で定めるところにより計算しなければならない。

第六十一条を第六十一条の二とし、第四章第二節中同条の前に次の一条を加える。

（売買取引の原則）

第六十一条 地方卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

第六十二条の見出しを（売買取引の方法）に改め、同条中「行なう」を「行う」に、「せり売又は入札の方法」を「都道府県の条例で定めるところにより開設者が業務規程をもつて定めるところに従い、せり売若しくは入札の方法又は相対取引」に改め、ただし書を削る。

第六十三条（見出しを含む。）中「入荷数量」を「卸売予定数量」に改める。

第七十七条中「二十万円」を「二百万円」に改め、同条第一号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第五号中「附された」を「付された」に改める。

第七十八条中「十万円」を「百万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第六号中「附された」を「付された」に改める。

第七十九条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第八十条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第八十二条中「三万円」を「十万円」に改め、同条を第八十三条とし、第八十一条の次に次の一条を加える。

第八十二条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の過料に處する。

一 第二十九条第一項の規定に違反して同項の写しを備えて置かず、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定による閲覧を拒んだ者

二 第三十条の規定に違反した者

（食品流通構造改善促進法の一部改正）

第二条 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項に次の一号を加える。

四 卸売市場開設者等のうち政令で定められるものの経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中卸売市場法第四十六條の改正規定
平成十一年十月一日

二 第一条中卸売市場法第二十條の改正規定、同法第二十九條から第三十二條までの改正規定(同法第三十條に係る部分に限る。)、同法第五十一條の改正規定、同法第六十二條の改正規定、同法第六十三條の改正規定及び同法第八十一條の次に次の一條を加える改正規定(同法第八十二條第一号に係る部分に限る。)
平成十一年四月一日

(卸売市場整備基本方針についての経過措置)

第一条 この法律の施行の際現に改正前の卸売市場法(以下「旧法」という。第四條第一項の規定により定められている卸売市場の整備を図るための基本方針は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに改正後の卸売市場法(以下「新法」という。第四條第五項の規定により変更されたときは、その変更された日)までの間は、新法第四條第一項の規定により定められた卸売市場の整備を図るための基本方針とみなす。

(中央卸売市場の業務規程に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法第八條の認可を受けて開設されている中央卸売市場(以下この条において「既設中央卸売市場」という。)を開設している地方公共団体は、新法の規定により必要となる業務規程の変更に

つき、この法律の施行の日から起算して十月を経過する日までに、新法第十一條第一項の規定による認可の申請をしなければならない。

2 既設中央卸売市場の業務規程は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の認可の処分があった既設中央卸売市場にあっては当該変更の認可に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の申請に係る業務規程の変更の認可又は変更の認可の拒否の処分がなかった既設中央卸売市場にあっては当該変更の認可又は変更の認可の拒否の処分があった日(当該変更の認可の処分があった日後に当該変更の認可に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日)までは、新法第三章の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と同章の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しない。

(事業報告書の写しの備付け及び閲覧に関する経過措置)

第四条 新法第二十九條の規定は、平成十一年四月一日に始まる事業年度(四月から九月まで及び十月から翌年三月までを事業年度とする卸売業者)にあっては、平成十一年十月一日に始まる事業年度)に係る事業報告書から適用する。

(罰則についての経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 附則第一条から前条までに定めるものの

ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、卸売市場を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、卸売市場の健全な発展及び活性化を図る観点から、卸売市場に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十一年五月六日

農林水産委員長 野間 起

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における農林物資の生産、流通及び消費の状況にかんがみ、認定を受けた製造業者等が自ら日本農林規格による格付を行うことができる制度を導入するほか、品質に関する表示の基準の対象をすべての飲食料品に拡大するとともに、生産の方法に特色のある農林物資の名称の表示の適正化を図るための措置等を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

近年、輸入食品や有機食品等の生産・流通が増大する中で、食品に関するより多くの情報提供が求められており、的確かつ包括的で分かりやすい表示・規格制度の構築が重要な課題となつてい

よつて政府は、今後とも日本農林規格制度の充実に努めるとともに、安全な食品を供給するため、本法の運用に当たつては、次の事項の実現について万全を期すべきである。

一 有機農業の健全な発展を図るため、地域の実情を踏まえた振興施策等を早期に確立すること。

二 有機食品の検査・認証のための具体的基準については、関係者の意見を踏まえて設定するとともに、検査・認証業務の確立及び円滑化を図るための支援措置を講ずること。

三 有機食品の検査・認証制度の導入に当たつては、有機農家の負担に十分配慮するとともに、その意見の反映に努めること。

四 有機食品の表示については、有機農家と消費者の間において信頼関係が保持されている有機農産物の流通実態に特に配慮すること。

五 国民の要請に応えるため、遺伝子組換え食品の表示制度を早急に整備すること。

六 事業者自身による格付の表示のための仕組みの導入に当たつては、公正な格付を確保するため、登録認定機関による認定の基準を明確に定めること。

七 登録格付機関及び登録認定機関として民間能力を活用するに当たっては、適正な検査・認証業務の確立が図られるよう指導・監督すること。

八 日本農林規格の改廃等については、農林物資の生産、流通、消費等の現状を考慮して措置すること。

九 関係省庁との密接な連携の下で、安全な食品を供給するための体制づくりを一層進めるとともに、食品の安全性確保に資する情報の積極的な提供に努めること。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十一年三月九日

内閣総理大臣 小淵 恵三

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 農林物資規格調査会(第三条・第六條)

第三章 日本農林規格の制定(第七條・第十三條)

第四章 日本農林規格による格付

第一節 格付(第十四條・第十五條の七)

第二節 登録格付機関(第十六條・第十七條の五)

第三節 登録認定機関(第十七條の六・第十八條の九)

第四節 格付の表示の保護(第十八條・第十九條の二)

第五節 外国における格付(第十九條の二・第十九條の六)

第六節 登録外国格付機関(第十九條の六・第十九條の六の三)

第七節 登録外国認定機関(第十九條の六の四)

第八節 格付の表示の付してある農林物資の輸入等(第十九條の七・第十九條の七の二)

第五章 品質表示等の適正化(第十九條の八・第十九條の十一)

第六章 雑則(第二十條・第二十三條)

第七章 罰則(第二十四條・第二十六條)

附則

第一章 総則

第二条第二項中「名称」の下に「及び原産地」を加え、同条第四項中「であつて、次に掲げるもの」を削り、同項各号を削り、同条第五項中「とは、第十六條第二項を」、「登録認定機関」、「登録外国格付機関」又は「登録外国認定機関」とは、それぞれ第十六條第二項、第十七條の六第二項において準用する第十六條第二項、第十九條の六の二第二項において準用する第十六條第二項又は第十九條の六の四第二項において準用する第十六條第二項に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二章 農林物資規格調査会

第三条の前の見出しを削る。

第六条の次に次の章名を付する。

第三章 日本農林規格の制定

第七条第二項中「見出し」の下に「並びに国際的な規格の動向」を加え、同条第四項中「調査会の意見をきかなければを」あらかじめ調査会の議決を経なければに改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、第十九條の八第一項に規定する飲食料品又は同条第三項に規定する農林物資について第一項の規定により規格を制定するときは、その品質に関する表示の基準を定めな

いものとする。ただし、同条第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準において定められた事項以外の事項について品質に関する表示の基準を定めるときは、この限りでない。

第八条第二項中「制定する」を「制定すべきもの」と認めるときは、同項の原案を調査会に付議するものとし、その制定の「に」、「附して」を「付して」に改め、同条に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ調査会の意見を聴かなければならない。

第九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(日本農林規格の確認、改正及び廃止)」を付し、同条中「改正」を「確認、改正」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二 農林水産大臣は、第七條(前条)において準用する場合を含む。の規定により制定

し、又は確認し、若しくは改正した日本農林規格がなお適正であるかどうかを、その制定又は確認若しくは改正の日から少なくとも五年を経過する日までに調査会の審議に付し、速やかに、これを確認し、又は必要がある」と認めるときは改正し、若しくは廃止しなければならない。

第十条に次の一項を加える。

2 日本農林規格の確認は、これを公示してしなければならない。

第十二條ただし書中「同条第四項第二号又は第三号に掲げるを削り、同条第三項第二号を同号」に改める。

第十三條第四項中「その改正をしなければを」その改正について調査会の審議に付さなければに改め、同条の次に次の章名及び節名を付する。

第四章 日本農林規格による格付

第一節 格付

第十四條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(都道府県等の行う格付)」を付し、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 第一項後段の規定により農林水産省の機関が行う格付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

4 第一項後段の規定により登録格付機関が行う格付を受けようとする者は、政令で定めるところにより当該登録格付機関が農林水産大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該登録格付機関に納付しなければならない。

第十五條に見出しとして「(製造業者等の行う格付)」を付し、同条第一項を次のように改める。

し、又は確認し、若しくは改正した日本農林規格がなお適正であるかどうかを、その制定又は確認若しくは改正の日から少なくとも五年を経過する日までに調査会の審議に付し、速やかに、これを確認し、又は必要がある」と認めるときは改正し、若しくは廃止しなければならない。

第十条に次の一項を加える。

2 日本農林規格の確認は、これを公示してしなければならない。

第十二條ただし書中「同条第四項第二号又は第三号に掲げるを削り、同条第三項第二号を同号」に改める。

第十三條第四項中「その改正をしなければを」その改正について調査会の審議に付さなければに改め、同条の次に次の章名及び節名を付する。

第四章 日本農林規格による格付

第一節 格付

第十四條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(都道府県等の行う格付)」を付し、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 第一項後段の規定により農林水産省の機関が行う格付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

4 第一項後段の規定により登録格付機関が行う格付を受けようとする者は、政令で定めるところにより当該登録格付機関が農林水産大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該登録格付機関に納付しなければならない。

第十五條に見出しとして「(製造業者等の行う格付)」を付し、同条第一項を次のように改める。

農林物資の製造又は加工(調整又は選別を含む。以下同じ。)を業とする者(以下「製造業者」という。以下同じ。))は、農林水産省令で定めるところにより、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣又は登録認定機関の認定を受けて、その製造又は加工する当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示(農産物検査法(昭和二十六年法律第四十四号)第十六条第一項の規定による表示を除く。以下同じ。)を付することができる。

第十五条第四項中「第一項の下に」及び「第二項を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項の規定により」を「第三項の規定により」に、「前条第一項を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前条第一項を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 農林物資の生産業者その他の農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるもの(以下「生産行程管理者」という。以下同じ。))は、農林水産省令で定めるところにより、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣又は登録認定機関の認定を受けて、その生産行程を管理し、又は把握している当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示(第二条第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る。)を付することができる。

3 前二項の認定を受けた農林物資の製造業者又は生産行程管理者は、その表示を能率的に行うため特に必要があるときは、これらの規定による格付前に、当該認定に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付しておくことができる。

第十五条に次の三項を加える。

7 第一項又は第二項の規定により農林水産大臣が行う認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

8 第一項又は第二項の規定により登録認定機関が行う認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより当該登録認定機関が農林水産大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該登録認定機関に納付しなければならない。

9 前条第二項の規定は、第一項又は第二項の格付について準用する。

第十五条の二の見出し中「承認又は」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「前条第一項の認定を受けた農林物資の製造業者又は生産行程管理者」を「認定製造業者又は認定生産行程管理者」に改め、同項第一号中「前条第二項又は第三項」を「第十五条第四項若しくは第五項、第十八条第一項若しくは第三項又は第十九条」に改め、同項第二号中「前条第四項を「第十五条第六項」に改め、同項第五号中「前条第一項を「第十五条第一項又は第二項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条を第十五条の五とし、同条の次に次の二条を加える。

(小分け業者による格付の表示)

第十五条の六 農林物資の小分けを業とする者(小分けして自ら販売することを業とする者を含む。以下「小分け業者」という。以下同じ。))は、農林水産省令で定めるところにより、事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣又は登録認定機関の認定を受けて、格付の表示(第二条第三項第二号に掲げる基準に係るものに限る。以下この項及び第十九条の三の二において同じ。)の付してある当該認定に係る農林物資(その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該農林物資を含む。同条において同じ。))について、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に小分け前に当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の格付の表示を付することができる。

2 第十五条第六項から第八項までの規定は前項の認定について、第十五条の二から前条までの規定は同項の認定を受けた農林物資の小分け業者(以下「認定小分け業者」という。以下同じ。))それぞれ準用する。この場合において、同条第一項第一号中「第十五条第四項若しくは第五項、第十八条第一項」とあるのは、「第十八条第一項」と読み替えるものとする。

(輸入業者による格付の表示)

第十五条の七 第十九条の十第一項に規定する指定農林物資(以下この条及び第十八条第一項第四号において「指定農林物資」という。))の輸入業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業所及び指定農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣又は登録認定機関の認定を受け

て、農林水産省令で定める事項が記載されている証明書又はその写しが添付されている当該認定に係る指定農林物資について、その輸入する当該指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

2 前項の証明書は、外国(当該指定農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国として農林水産省令で定めるものに限る。))の政府機関その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定するものによつて発行されたものに限る。

3 農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、遅滞なく当該指定に係る外国の政府機関に準ずるものの名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

4 第十五条第六項から第八項までの規定は第一項の認定について、第十五条の二から第十五条の五までの規定は同項の認定を受けた指定農林物資の輸入業者(以下「認定輸入業者」という。))について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項第一号中「第十五条第四項若しくは第五項、第十八条第一項」とあるのは、「第十八条第一項」と読み替えるものとする。

(承継)

第十五条の二 前条第一項の認定を受けた農林物資の製造業者(以下「認定製造業者」という。))が当該認定に係る農林物資の製造若しくは加工の事業の全部を譲渡したとき、又は同条第二項の認定を受けた農林物資の生産行程管理者(以下「認定生産行程管理者」という。))が当該認定に係

る農林物資の格付の事業の全部を譲渡したときは、その事業の全部を譲り受けた者は、その認定製造業者又は認定生産行程管理者の地位を承継する。

2 認定製造業者又は認定生産行程管理者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その認定製造業者又は認定生産行程管理者の地位を承継する。

3 前二項の規定により認定製造業者又は認定生産行程管理者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(事業の廃止の届出)

第十五条の三 認定製造業者が当該認定に係る農林物資の製造若しくは加工の事業を廃止したとき、又は認定生産行程管理者が当該認定に係る農林物資の格付の事業を廃止したときは、当該認定製造業者又は認定生産行程管理者は、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(認定の失効)

第十五条の四 認定製造業者が当該認定に係る農林物資の製造若しくは加工の事業を廃止したとき、又は認定生産行程管理者が当該認定に係る農林物資の格付の事業を廃止したときは、当該認定製造業者に係る第十五条第一項の認定又は当該認定生産行程管理者に係る同条第二項の認定は、その効力を失う。

第十六条の前に次の節名を付する。

第二節 登録格付機関

第十六条の見出しを「登録格付機関の登録」に改め、同条第一項中「受けようとする者」の下に「(外国にある事業所により第十四条第一項の格付を行うおととする者を除く。)」を加え、同条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「その格付に」を「並びにその格付に」に改め、「並びにその格付を行う区域」を削り、同条第二号中「営利を目的としないう法人であり、かつ」を削り、「有する者」を「有する法人」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 役員、法人の種類に応じて農林水産省令で定める構成員又は職員の構成が、格付の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第十六条第二項に次の一号を加える。

四 格付に関する業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行つことによつて格付が不公正になるおそれがないものであること。

第十八条第三項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「第十七条の二第一項又は第二項」を「第十七条の四第一項から第三項まで又は第十九条の六の三第一項から第三項まで」に改め、同項第三号中「第十七条の二第二項又は第二項」を「第十七条の四第一項から第三項まで又は第十九条の六の三第一項から第三項まで」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

(登録の更新)

第十八条の二 登録格付機関の登録は、五年以上

十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第一項から第五項までの規定は、前項の更新について準用する。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により登録格付機関の登録が効力を失つたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

第十七条の四を削り、第十七条の三を第十七条の五とする。

第十七条の二の見出し中「登録」を「登録格付機関の登録」に改め、同条第四項中「第十五条の二第四項」を「第十五条の五第二項」に、「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項又は前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第一号中「第十八条第二項第一号又は第二号」を「第十八条第二項各号」に改め、「要件」の下に「のいずれかを加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「登録」を「第十六条第二項の登録」に改め、同項を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第十七条の二第二項の認可を受けた格付業務規程によらないで日本農林規格による格付を行つたとき。

第十七条の二中第二項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

農林水産大臣は、登録格付機関が第十八条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

第十七条の二を第十七条の四とし、第十七条の次に次の二条を加える。

(格付業務規程)

第十七条の二 登録格付機関は、日本農林規格による格付に関する業務に関する規程(以下「格付業務規程」という。)を定め、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 格付業務規程で定めるべき事項は、農林水産省令で定める。

3 農林水産大臣は、第一項の認可をした格付業務規程が格付の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その格付業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の記載)

第十七条の三 登録格付機関は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、日本農林規格による格付に関する業務に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第十八条の前に次の一節及び節名を加える。

第三節 登録認定機関

(登録認定機関の登録)

第十七条の六 登録認定機関の登録を受けようとする者(外国にある事業所により第十五条第一項若しくは第二項、第十五条の六第一項、第十五条の七第一項、第十九条の三又は第十九条の三の二の認定(以下この節及び第二十条第一項において単に「認定」という。)を行おうとする者を除く。は、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、

農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。
い。

2 第十六条第二項から第七項まで及び第十六条の二から第十七条の四までの規定は、登録認定機関について準用する。この場合において、第十六条第二項第一号中「農林物資の格付のため」に使用する機械器具その他の設備並びにその格付に従事する者の資格及び人員が、これらの事項についてとあるのは「認定の業務に従事する者の資格及び人員並びに認定の業務の管理に関する事項が」と、同条第三項第二号及び第三号中「第十七条の四第一項から第三項まで又は第十九条の六の三第一項から第三項まで」とあるのは「第十七条の六第二項において準用する第十七条の四第一項から第三項まで又は第十九条の六の四第二項において準用する第十九条の六の三第一項から第三項まで」と、同条第六項中「第四項第二号若しくは第四号」とあるのは「第四項第二号から第四号まで」と読み替えるものとする。

(農林水産大臣に対する報告)
第十七条の七 登録認定機関は、認定を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。
(秘密保持義務等)
第十七条の八 登録認定機関の役員若しくはその職員又はこれらの者であつた者は、認定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。
2 認定の業務に従事する登録認定機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)そ

他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(日本農林規格登録認定機関という名称の使用の禁止)
第十七条の九 登録認定機関でない者は、日本農林規格登録認定機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 登録認定機関は、その登録した農林物資以外の農林物資については、日本農林規格登録認定機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。
第四節 格付の表示の保護
第十八条第一項中「及び登録格付機関を」と、登録格付機関及び登録外国格付機関に改め、同項第一号中「農林物資の製造業者が第十四条第三項又は第十五条第一項を」を「認定製造業者が第十五条第一項又は第三項に改め、同項第二号中「農林物資の生産行程管理者が第十四条第四項又は第十五条第一項を」を「認定生産行程管理者が第十五条第二項又は第三項に改め、同項第三号中「農林物資の小分け業者が前条第一項を」を「認定小分け業者が第十五条の六第一項に改め、同項第六号中「第十九条の三の二第一項を」を「第十九条の三の二に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第三項を」を「第十九条の五第二項において準用する第十五条第三項に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第三項を」を「第十九条の五第二項において準用する第十五条第三項に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 認定輸入業者が第十五条の七第一項の規定に基づき、その輸入に係る指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
第十八条第二項中「又は登録格付機関を」と、登録格付機関又は登録外国格付機関に改め、「第十四条第一項」の下に「又は第十九条の二の二」を加える。
第十九条の二を次のように改める。
(改善命令等)
第十九条の二 農林水産大臣は、登録格付機関の行う第十四条第一項の規定による格付(格付の表示を含む)、認定製造業者若しくは認定生産行程管理者の行う第十五条第一項若しくは第二項の規定による格付(認定製造業者又は認定生産行程管理者の行う同条第一項から第三項までの規定による格付の表示を含む)、認定小分け業者の行う第十五条の六第一項の規定による格付の表示又は認定輸入業者の行う第十五条の七第一項の規定による格付の表示が適当でないことを認めるときは、当該登録格付機関、認定製造業者若しくは認定生産行程管理者、認定小分け業者又は認定輸入業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は格付の表示の除去若しくは抹消を命ずることが出来る。
第十九条の二の次に次の節名及び一条を加える。

第五節 外国における格付
(登録外国格付機関の行う格付)
第十九条の二の二 登録外国格付機関は、外国において農林物資について日本農林規格による格付を行ったときは、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に、格付の表示を付することができる。

第十九条の三の前の見出しを削り、同条から第十九条の五までを次のように改める。
(外国製造業者等の「行う格付」)
第十九条の三 外国製造業者は、農林水産省令で定めるところにより、外国にある工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣、登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、その製造又は加工する当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

2 外国生産行程管理者は、農林水産省令で定めるところにより、外国にある工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣、登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、その生産行程を管理し、又は把握している当該認定に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。
(外国小分け業者による格付の表示)
第十九条の三の二 外国小分け業者は、農林水産省令で定めるところにより、外国にある事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣、登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、格付の表示の付してある当該認定に係る農林物資について、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に小分け前に当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の格付の表示を付することができる。

第十九条の三の二 外国小分け業者は、農林水産省令で定めるところにより、外国にある事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ農林水産大臣、登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、格付の表示の付してある当該認定に係る農林物資について、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に小分け前に当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の格付の表示を付することができる。

(格付の表示の禁止)

第十九条の四 登録外国格付機関、第十九条の三
第一項の認定を受けた外国製造業者(以下「認定
外国製造業者」という。)、同条第二項の認定を
受けた外国生産行程管理者(以下「認定外国生産
行程管理者」という。))又は前条の認定を受けた
外国小分け業者(以下「認定外国小分け業者」と
いう。))は、第十八条第一項第五号から第七号ま
でに掲げる場合を除き、本邦に輸出される農林
物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付
の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはな
らない。

(準用)

第十九条の五 第十四条第二項及び第四項の規定
は、第十九条の二の二の格付について準用す
る。

2 第十四条第二項及び第十五条第三項から第五
項までの規定は、認定外国製造業者又は認定外
国生産行程管理者について準用する。この場合
において、同条第三項中「前二項」とあるのは、
「第十九条の三」と読み替えるものとする。

3 第十五条第六項から第八項までの規定は、第
十九条の三又は第十九条の三の二の認定につ
いて準用する。この場合において、同項中「登録
認定機関」とあるのは、「登録認定機関又は登録
外国認定機関」と読み替えるものとする。

4 第十五条の二から第十五条の四まで、第十九
条及び第十九条の二の規定は、認定外国製造業
者、認定外国生産行程管理者又は認定外国小分
け業者について準用する。この場合において、
第十九条中「再び農林物資」とあるのは「再び、
本邦に輸出される農林物資」と、第十九条の二

中「認定製造業者若しくは認定生産行程管理者
の行う第十五条第一項若しくは第二項」とある
のは「認定外国製造業者若しくは認定外国生産
行程管理者の行う第十九条の三」と、「認定製造
業者又は認定生産行程管理者の行う同条第一項
から第三項まで」とあるのは「認定外国製造業者
又は認定外国生産行程管理者の行う同条又は第
十九条の五第二項において準用する第十五条第
三項」と、「認定小分け業者の行う第十五条の六
第一項」とあるのは「認定外国小分け業者の行う
第十九条の三の二」と、「命じ」とあるのは「請求
し」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と読み
替えるものとする。

第十九条の五の次に次の一条を加える。

(外国製造業者等の公示)

第十九条の五の二 農林水産大臣は、第十九条の
三若しくは第十九条の三の二の認定をしたと
き、前条第四項において準用する第十五条の二
第三項若しくは第十五条の三の届出があつたと
き又は第十九条の六の四第二項において準用す
る第十七条の七の規定により報告を受けたとき
は、遅滞なく、当該認定、届出又は報告に係る
外国製造業者、外国生産行程管理者又は外国小
分け業者の氏名又は名称その他の農林水産省令
で定める事項を公示しなければならない。

第十九条の六の見出し中「承認又はを削り、同
条第一項を削り、同条第二項各号列記以外の部分
中「第十九条の三第三項を、第十九条の三又は第
十九条の三の二に改め、同項第七号中「又は認定
外国生産行程管理者を、認定外国生産行程管理
者又は認定外国小分け業者」に、「第五項を「次
項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号

中「又は認定外国生産行程管理者を、認定外国
生産行程管理者又は認定外国小分け業者」に、「第
十九条の三第三項を、第十九条の三又は第十九条
の三の二に改め、同号を同項第八号とし、同項
第五号中「又は認定外国生産行程管理者を、認
定外国生産行程管理者又は認定外国小分け業者」
に、「事務所を、工場、店舗、事務所、事業所」に
改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「又
は認定外国生産行程管理者を、認定外国生産行
程管理者又は認定外国小分け業者」に改め、「格
付の下に「格付の表示を含む。以下この項にお
いて同じ。」を加え、同号を同項第六号とし、同
項第三号中「又は認定外国生産行程管理者が前条」
を、「認定外国生産行程管理者又は認定外国小分
け業者が第十九条の五第四項に改め、同号を同
項第五号とし、同項第二号中「又は認定外国生産
行程管理者が前条において準用する第十五条第四
項を、認定外国生産行程管理者又は認定外国小
分け業者が第十九条の五第三項において準用する
第十五条第六項に改め、同号を同項第三号とし、
同号の次に次の一号を加える。

四 認定外国製造業者、認定外国生産行程管理
者又は認定外国小分け業者が第十九条の五第
四項において準用する第十五条の二第三項又は
第十五条の三の規定による届出をしなかつ
たとき。

第十九条の六第二項第一号中「前条において準
用する第十五条第二項又は第三項を、第十九条の
五第二項において準用する第十五条第四項又は第
五項に改め、同号を同項第二号とし、同号の前
に次の一号を加える。

一 認定外国製造業者、認定外国生産行程管理
者又は認定外国小分け業者が第十八条第一項
若しくは第三項、第十九条(第十九条の五第
四項において準用する場合を含む。))又は第十
九条の四の規定に違反したとき。

第十九条の六中第二項を第一項とし、第三項及
び第四項を削り、同条第五項中「第一項第四号、
第二項第五号及び前項第四号を「前項第七号」
に、「外国製造業者、外国生産行程管理者又は外
国小分け業者」を「認定外国製造業者、認定外国生
産行程管理者又は認定外国小分け業者」に改め、
同項を同条第二項とし、同条第六項中「若しくは
第四項の規定による承認の取消し又は第二項を
削り、同項を同条第三項とし、同条第七項中「第
十五条の二第四項及び第五項を「第十五条の五第
二項及び第三項」に改め、「第二項又は第四項」
を削り、同項を同条第四項とし、同条の次に次の
二節及び節名を加える。

第六節 登録外国格付機関

(登録外国格付機関の登録)

第十九条の六の二 登録外国格付機関の登録を受
けようとする者(外国(農林物資について日本農
林規格による格付の制度と同等の水準にあると
認められる格付の制度を有している国として農
林水産省令で定めるものに限る。第十九条の六
の四第一項において同じ。))にある事業所により
第十九条の二の二の規定による格付を行おうと
する者に限る。は、農林水産省令で定める手続
に従い、農林物資の種類ごとに、実費を勘案し
て政令で定める額の手数料を納付して、農林水
産大臣に登録の申請をしなければならない。

2 第十六条第二項から第七項まで、第十六条の
二から第十七条の三まで及び第十九条の二の規

定は、登録外国格付機関について準用する。この場合において、第十七条の二第三項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第十九条の二「登録格付機関の行う第十四条第一項」とあるのは「登録外国格付機関の行う第十九条の二」と、「命じ」とあるのは「請求し」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替へるものとする。(登録外国格付機関の登録の取消し等)

第十九条の六の三 農林水産大臣は、登録外国格付機関が前条第二項において準用する第十六条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 農林水産大臣は、登録外国格付機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて日本農林規格によつて行う格付の停止を請求することができる。

一 前条第二項において準用する第十六条第二項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたとき。

二 前条第二項において準用する第十七条の二第一項の認可を受けた格付業務規程によらないで日本農林規格による格付を行ったとき。

三 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、登録外国格付機関に対しその格付に関する業務に必要の報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

四 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員に登録外国格付機関の事務所、事業所又は倉庫において格付に関する業務の状況又は帳簿、書類その他の物件に

ついで検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

五 不正な手段により前条第二項において準用する第十六条第二項の登録を受けたとき。

六 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく請求に応じなかつたとき。

七 第四項の規定による費用の負担をしないとき。

3 農林水産大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録外国格付機関が、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなおその登録に係る農林物資の格付に関する業務を開始せず、又は一年以上継続してその格付に関する業務を停止したときは、その登録を取り消すことができる。

4 第二項第四号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る)は、当該検査を受ける登録外国格付機関の負担とする。

5 農林水産大臣は、第一項から第三項までの規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

6 第十五条の五第二項の規定は、第一項から第三項までの規定による登録の取消しに係る聴聞について準用する。

第七節 登録外国認定機関

第十九条の六の四 登録外国認定機関の登録を受けようとする者(外国にある事業所により第十九条の三又は第十九条の三の二の認定(以下この節において単に「認定」という。)を行おうとする者に限る)は、農林水産省令で定める手続に

従い、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

2 第十六条第二項から第七項まで、第十六条の二から第十七条の三まで、第十七条の七及び前条の規定は、登録外国認定機関について準用する。この場合において、第十六条第二項第一号中「農林物資の格付のために使用する機械器具その他の設備並びにその格付に従事する者の資格及び人員が、これらの事項について」とあるのは「認定の業務に従事する者の資格及び人員並びに認定の業務の管理に関する事項が」と、同条第三項第二号及び第三号中「第十七条の四第一項から第三項まで又は第十九条の六の三第一項から第三項まで」とあるのは「第十七条の六第一項において準用する第十七条の四第一項から第三項まで又は第十九条の六の四第二項において準用する第十九条の六の三第一項から第三項まで」と、同条第六項中「第四項第二号若しくは第四号」とあるのは「第十九条の六の四第二項において準用する第十六条第四項第二号から第四号まで」と、第十七条の二第三項中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替へるものとする。

第八章 格付の表示の付してある農林物資の輸入等

第十九条の七中「輸入を業とする者を「輸入業者」に改め、「を含む」の下に、以下この条において同じを加え、同条第三号中「第十九条の三の二第一項の規定に基づき格付の表示を付することが出来る外国小分け業者」を「認定外国小分け業者」

に、「同項の承認を」を「その認定」に改め、同条第四号とし、同条第二号中「第十九条の三第二項又は第三項の規定に基づき格付の表示を付することが出来る外国生産行程管理者」を「認定外国生産行程管理者」に、「同条第二項の承認又は同条第三項の」を「その」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号中「第十九条の三第一項又は第三項の規定に基づき格付の表示を付することが出来る外国製造業者」を「認定外国製造業者」に、「同条第一項の承認又は同条第三項の」を「その」に改め、同条を同条第二号とし、同条の前に次の一号を加える。

一 当該表示が登録外国格付機関によりその登録に係る農林物資に付されたものである場合第十九条の七の二中「同条第四項第二号又は第三号に掲げる」を削り、同条の次に次の章名を付する。

第五章 品質表示等の適正化

第十九条の八第四項中「の規定は第一項第二号に掲げる農林物資に係る同項の場合について、同条第四項を削り、「第一項の場合を」第一項から第三項までの場合に、「第十三条第二項」を「同条第二項」に、「第一項の規定を」第一項から第三項までの規定に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十三条第四項中「その改正について調査会の審議に付さなければ」とあるのは、「その改正をしなければ」と読み替へるものとする。

第十九条の八第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項を」前二項に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一号を加える。

5 農林水産大臣は、第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ調査会の意見を聴かなければならない。

第十九条の八第二項を削り、同条第一項中「次に掲げる農林物資を」を「飲食料品以外の農林物資（生産の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）に改め、同項各号を削り、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品（生産の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）の品質に関する表示について、農林水産省令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者又は販売業者が守るべき基準を定めなければならない。

一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者又は販売業者が遵守すべき事項

2 農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者又は販売業者が守るべき基準を定めることができる。

第十九条の九第二項中「前項」を「前二項」に改

め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「前条第一項」を「前条第三項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

農林水産大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない製造業者又は販売業者があるときは、当該製造業者又は販売業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができ

る。

第十九条の九に次の一項を加える。
4 農林水産大臣は、第一項又は第二項の指示を受けた者が、前項の規定によりその指示に従わなかつた旨公表された後において、なお正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
第十九条の九の次に次の二条及び章名を加える。

（指定農林物資に係る名称の表示）

第十九条の十 何人も、第二条第三項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格が定められている農林物資であつて、当該日本農林規格において定める名称が当該日本農林規格において定める生産の方法とは異なる方法により生産された他の農林物資についても用いられ、これを放置しては一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるため、名称の表示の適正化を図ることが特に必要であると認められるものと

して政令で指定するもの（以下「指定農林物資」という。）については、当該指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に当該日本農林規格による格付の表示が付されていない場合には、当該日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2 何人も、指定農林物資以外の農林物資について、当該指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 農林物資の輸入業者は、指定農林物資に係る日本農林規格による格付の表示が当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されておらず、かつ、当該日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示が付してある農林物資（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）でその輸入に係るものを販売し、販売の委託をし、又は販売のために陳列してはならない。

（名称の表示の除去命令等）

第十九条の十一 農林水産大臣は、前条の規定に違反した者に対し、指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示若しくはこれと紛らわしい表示を除去若しくは抹消すべき旨を命じ、又は指定農林物資の販売、販売の委託若しくは販売のための陳列を禁止することができる。

第六章 雑則

第二十条第一項中「若しくは登録格付機関」を「登録格付機関若しくは登録認定機関」に改め、

「格付の下に」若しくは認定を、「職員に、登録格付機関の下に」若しくは登録認定機関を加え、同条第二項中「第十四条第三項若しくは第四項の規定に基づき格付に関する業務の一部を行い、若しくは格付の表示を付する製造業者若しくは生産行程管理者、第十七条の四第一項の規定に基づき格付の表示を付する小分け業者若しくは第十九条の八第一項を」認定製造業者若しくは認定生産行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者、第十九条の八第一項から第三項まで」に改め、「若しくは販売業者」の下に「若しくは指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者」を加え、「若しくは品質に関する表示」を、「品質に関する表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示」に、「店舗、事務所」を「工場、店舗、事務所、事業所に改め、同条第三項中「第一項又は前項」を「前二項」に改める。

第二十一条第一項第二号中「表示」の下に「又は指定農林物資に係る名称の表示」を加え、同条第二項中「第十九条の五」を「第十九条の五第四項」に、「第十九条の八及び第十九条の九」を「及び第十九条の八から第十九条の十一まで」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（登録認定機関の処分等）

第二十一条の二 この法律の規定による登録認定機関の処分又は不作為について不服がある者は、農林水産大臣に対して行政不服審査法（昭和三十一年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

第二十三条の次に次の章名を付する。

第七章 罰則

第二十四条の前の見出しを削り、同条第二号中「第十五条第二項又は第三項」を「第十五条第四項又は第五項」に改め、同条第五号中「第十九条の五」を「第十九条の五第二項」に、「第十五条第二項又は第三項」を「第十五条第四項又は第五項」に改める。

第二十四条の二中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削る。

第二十四条の二の次に次の一条を加える。

第二十四条の二の二 第十七条の八第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条の三第一号中「第十七条の三第一項」を「第十七条の五第一項又は第十七条の九第一項」に改め、同条中第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 第十九条の二の規定による格付の表示の除却又は抹消の命令に違反した者

三 第十九条の九第四項の規定による命令に違反した者

四 第十九条の十一の規定による処分に違反した者

第二十四条の四中「登録格付機関」の下に「又は登録認定機関を加え、同条第一号中「第十六条第六項」の下に「(第十七条の六第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第十七条の三第二項」を「第十七条の五第二項又は第十七条の九第二項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第十七条の三(第十七条の六第二項において準用する場合を含む。)の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

第二十五条第一項中「前四条」を「第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の三又は第二十四条の四」に改める。

本則に次の一条を加える。

第二十六条 第十五条の二第三項又は第十五条の三(これらの規定を第十五条の六第二項又は第十五条の七第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第六条第一項及び第二項の規定は、公布の日から施行する。

(日本農林規格に関する規定の施行前の準備)

第二条 農林水産大臣は、日本農林規格を制定し、改正し、又は廃止しようとするときは、この法律による改正後の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(以下「新法」という。第二條第四項、第七條から第九條まで、第十條第一項及び第十三條の規定の例によるものとする。

2 前項の規定により制定され、又は改正された日本農林規格は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において新法第七條第一項の規定により制定され、又は新法第九條において準用する新法第七條第一項の規定により改正されたものとみなす。

定により制定され、又は新法第九條において準用する新法第七條第一項の規定により改正されたものとみなす。

有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三條 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(以下「旧法」という。)第七條の規定により制定されている日本農林規格は、施行日において新法第九條において準用する新法第七條の規定により確認されたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第十九條の三第一項又は第二項の規定に基づき格付に関する業務の一部を行っている外国製造業者又は外国生産行程管理者(新法第十九條の三の認定を受けた者を除く。以下この条において同じ。)については、施行日から三年を経過する日までの間は、旧法第十九條の三第一項から第三項まで及び第十九條の四から第十九條の六まで(これらの規定に係る罰則を含む。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四條 この法律の施行の際現に旧法第十四條第三項又は第四項の規定に基づき格付に関する業務の一部を行っている農林物資の製造業者又は生産行程管理者(新法第十五條第一項又は第二項の認定を受けた者を除く。以下この条において同じ。)については、施行日から三年を経過する日までの間は、旧法第十四條第三項及び第四項、第十五條、第十五條の二、第十九條の二並びに第二十條第二項(これらの規定に係る罰則を含む。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 この法律の施行の際現に旧法第十九條の三の二第一項の規定に基づき格付の表示を付することができない外国小分け業者(新法第十九條の三の二の認定を受けた者を除く。以下この条において同じ。)については、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、旧法第十九條の三の二第一項及び第十九條の四から第十九條の六まで(これらの規定に係る罰則を含む。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 この法律の施行の際現に旧法第七條の四第一項の規定に基づき格付の表示を付することができない農林物資の小分け業者(新法第十五條の六第一項の認定を受けた者を除く。以下この条において同じ。)については、施行日から一年を経過する日までの間は、旧法第七條の四、第十九條の二及び第二十條第二項(これらの規定に係る罰則を含む。)の規定は、なおその効力を有する。

5 第一項の農林物資の製造業者及び生産行程管理者、第二項の農林物資の小分け業者、第三項の外国製造業者及び外国生産行程管理者並びに前項の外国小分け業者に対する新法第十八條第一項ただし書の規定の適用については、同項第一号中「認定製造業者が第十五條第一項又は第三項」とあるのは「農林物資の製造業者が農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する

法律の一部を改正する法律(平成十一年法律

第一号。以下「改正法」という。)附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(以下「旧法」という。)第十四條第三項又は第十五條第一項、同項第二号中「認定生産行程管理者が第十五條第二項又は第三項」とあるのは「農林物資の生産行程管理者が改正法附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十四條第四項又は第十五條第一項」と、同項第三号中「認定小分け業者が第十五條の六第一項」とあるのは「農林物資の小分け業者が改正法附則第四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十七條の四第一項」と、同項第五号中「第十九條の三第一項又は第十九條の五第一項において準用する第十五條第三項」とあるのは「改正法附則第四條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十九條の三第一項又は第三項」と、同項第六号中「第十九條の三第二項又は第十九條の五第二項において準用する第十五條第三項」とあるのは「改正法附則第四條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十九條の三第二項又は第三項」と、同項第七号中「第十九條の三の二」とあるのは「改正法附則第四條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十九條の三の二第一項」とする。

6 第三項の外国製造業者及び外国生産行程管理者並びに第四項の外国小分け業者に対する新法

第十九條の七ただし書の規定の適用については、同条第一号中「認定外国製造業者によりその」とあるのは「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第一号。以下「改正法」という。)附則第四條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(以下「旧法」という。)第十九條の三第一項又は第三項の規定に基づき格付の表示を付することができる外国製造業者により同条第一項の承認又は同条第三項の」と、同条第三号中「認定外国生産行程管理者によりその」とあるのは「改正法附則第四條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十九條の三第二項又は第三項の規定に基づき格付の表示を付することができる外国生産行程管理者により同条第二項の承認又は同条第三項の」と、同条第四号中「認定外国小分け業者によりその認定」とあるのは「改正法附則第四條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十九條の三の二第一項の規定に基づき格付の表示を付することができる外国小分け業者により同項の承認」とする。

(登録格付機関に関する経過措置)
第五條 この法律の施行の際現に旧法第十六條第二項の規定により農林水産大臣の登録を受けている法人は、新法第十六條第二項の規定により農林水産大臣の登録を受けた登録格付機関とみなす。

2 前項の規定により登録格付機関とみなされた

法人は、施行日から三月以内に、新法第十四條第四項及び第十七條の二第一項の認可の申請をしなければならない。

3 前項の法人は、施行日から同項の申請に基づく認可に関する処分があるまでの間は、従前の条件で新法第十四條第一項の格付を行うことができる。

4 第一項の規定により登録格付機関とみなされた法人についての登録の取消し及び日本農林規格により行う格付の停止の命令については、新法第十七條の四第一項から第三項までの規定にかかわらず、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

(留置に関する表示の基準に関する規定の施行前の準備)

第六條 農林水産大臣は、この法律の施行前においても、新法第十九條の八第一項に規定する飲食料品について、同項並びに同条第二項及び第四項から第六項までの規定の例により、その品質に関する表示の基準を定め、これを告示することができ。

2 前項の規定により定められた品質に関する表示の基準は、施行日において新法第十九條の八第一項又は第二項の規定により定められたものとみなす。

3 施行日において新法第十九條の八第一項に規定する飲食料品の品質に関する表示の基準が施行されるまでの間は、旧法第十九條の八第一項の規定によりこの法律の施行の際現に定められている品質に関する表示の基準で当該飲食料品に係る

ものは、なおその効力を有する。

4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる品質に関する表示の基準を守らない製造業者又は販売業者に対する処分については、なお従前の例による。

(留置に関する表示の基準に関する経過措置)

第七條 新法第十九條の八第三項に規定する農林物資についてこの法律の施行の際現に旧法第十九條の八第一項の規定により定められている基準は、新法第十九條の八第三項の規定により定められた品質に関する表示の基準とみなす。

第八條 新法第十九條の九第四項の規定は、この法律の施行後にした行為について適用し、この法律の施行前にした行為については、なお従前の例による。

(その他の処分、手続等に関する経過措置)

第九條 附則第二條から前条までに規定するものは、この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又は新法に基づく命令の規定に相当の規定があるものは、新法又は新法に基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十一條 附則第二條から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に必要必要な経過措置は、政令で定める。

投票者氏名

日程第二 特定農産加工業経営改善臨時措置法の
一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第四 農林物資の規格化及び品質表示の適正
化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提
出)

賛成者氏名

二一五名

阿南 一成君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 井上 吉夫君
井上 裕君 石井 道子君
石川 弘君 石渡 清元君
市川 一朗君 岩井 國臣君
岩城 光英君 岩崎 純三君
上杉 光弘君 上野 公成君
大島 慶久君 大野つや子君
太田 豊秋君 岡 利定君
岡野 裕君 加藤 紀文君
加納 時男君 狩野 安君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君
片山虎之助君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君
亀谷 博昭君 河本 英典君
木村 仁君 岸 宏一君
久世 公堯君 久野 恒一君
小山 孝雄君 鴻池 祥肇君
佐々木知子君 佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君
坂野 重信君 清水嘉与子君
塩崎 恭久君 陣内 孝雄君
須藤良太郎君 末広まきこ君
鈴木 政二君 鈴木 正孝君
世耕 弘成君 田中 直紀君

田村 公平君 竹山 裕君
谷川 秀善君 常田 享詳君
中川 義雄君 中島 真人君
中原 爽君 仲道 俊哉君
成瀬 守重君 野沢 三三君
野間 超君 南野知恵子君
長谷川道郎君 馳 浩君
畑 恵君 林 芳正君
日出 英輔君 平田 耕一君
保坂 三蔵君 真鍋 賢二君
松谷倉一郎君 松村 龍二君
三浦 一水君 村上 正邦君
森下 博之君 森山 裕君
矢野 哲朗君 山内 俊夫君
山下 善彦君 山本 一太君
依田 智治君 吉川 芳男君
吉村剛太郎君 若林 正俊君
脇 雅史君 足立 良平君
浅尾慶一郎君 朝日 俊弘君
伊藤 基隆君 石田 美栄君
今泉 昭君 海野 徹君
江田 五月君 江本 孟紀君
小川 勝也君 小川 敏夫君
岡崎トミ子君 勝木 健司君
川橋 幸子君 木俣 佳文君
北澤 俊美君 久保 亘君
小林 元君 小宮山洋子君
小山 峰男君 興石 東君
佐藤 雄平君 櫻井 充君
笹野 貞子君 高嶋 良充君
竹村 泰子君 谷林 正昭君
千葉 景子君 角田 義一君

寺崎 昭久君 内藤 正光君
直嶋 正行君 長谷川 清君
平田 健二君 広中和歌子君
福山 哲郎君 藤井 俊男君
本田 良一君 松崎 俊久君
松田 岩夫君 松前 達郎君
円より子君 本岡 昭次君
篠瀬 進君 柳田 稔君
山下八洲夫君 吉田 之久君
和田 洋子君 葉科 満治君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君
海野 義孝君 大森 礼子君
加藤 修一君 風間 昶君
木庭健太郎君 沢 たまき君
白浜 一良君 高野 博師君
但馬 久美君 統 訓弘君
鶴岡 洋君 浜田卓二郎君
浜四津敏子君 日笠 勝之君
弘友 和夫君 福本 潤一君
益田 洋介君 松 あきら君
森本 晃司君 山下 栄一君
渡辺 孝男君 阿部 幸代君
井上 美代君 池田 幹幸君
市田 忠義君 岩佐 恵美君
緒方 靖夫君 大沢 辰美君
笠井 亮君 小池 晃君
小泉 親司君 須藤美也子君
立木 洋君 富樫 練三君
西山登紀子君 橋本 敦君
畑野 君枝君 八田ひろ子君
林 紀子君 筆坂 秀世君
宮本 岳志君 山下 芳生君

反対者氏名

〇名

日程第三 卸売市場法及び食品流通構造改善促進
法の一部を改正する法律案(内閣提出)

賛成者氏名

一八〇名

阿南 一成君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 井上 吉夫君
井上 裕君 石井 道子君
石川 弘君 石渡 清元君
市川 一朗君 岩井 國臣君
岩城 光英君 岩崎 純三君
上杉 光弘君 上野 公成君

吉岡 吉典君 吉川 春子君
大淵 絹子君 大脇 雅子君
梶原 敬義君 日下部徳代子君
清水 澄子君 谷本 巍君
照屋 寛徳君 田 英夫君
福島 瑞穂君 三重野栄子君
山本 正和君 阿曾田 清君
泉 信也君 入澤 肇君
田村 秀昭君 高橋 令則君
月原 茂皓君 鶴保 庸介君
戸田 邦司君 平野 貞夫君
星野 昴市君 渡辺 秀央君
奥村 展三君 椎名 素夫君
菅川 健二君 田名部匡省君
堂本 曉子君 松岡満壽男君
山崎 力君 石井 一二君
佐藤 道夫君 西川きよし君
岩瀬 良三君 菅野 久光君
中村 敦夫君

大島 慶久君	大野つや子君	山下 善彦君	山本 一太君
太田 豊秋君	岡 利定君	依田 智治君	吉川 芳男君
岡野 裕君	加藤 紀文君	吉村剛太郎君	若林 正俊君
加納 時男君	狩野 安君	脇 雅史君	足立 良平君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君	浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
片山虎之助君	金田 勝年君	伊藤 基隆君	石田 美栄君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君	今泉 昭君	海野 徹君
亀谷 博昭君	河本 英典君	江田 五月君	江本 孟紀君
木村 仁君	岸 宏一君	小川 勝也君	小川 敏夫君
久世 公堯君	久野 恒一君	岡崎トミ子君	勝木 健司君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君	川橋 幸子君	木俣 佳文君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君	北澤 俊美君	久保 亘君
佐藤 泰三君	斎藤 滋宣君	小林 元君	小宮山洋子君
坂野 重信君	清水嘉与子君	小山 峰男君	興石 東君
塩崎 恭久君	陣内 孝雄君	佐藤 雄平君	笹野 貞子君
須藤良太郎君	末広まきこ君	高嶋 良充君	竹村 泰子君
鈴木 政二君	鈴木 正孝君	谷林 正昭君	千葉 景子君
世耕 弘成君	田中 直紀君	角田 義一君	寺崎 昭久君
田村 公平君	竹山 裕君	内藤 正光君	直嶋 正行君
谷川 秀善君	常田 享詳君	長谷川 清君	平田 健二君
中川 義雄君	中島 眞人君	広中和歌子君	福山 哲郎君
中原 爽君	仲道 俊哉君	藤井 俊男君	本田 良一君
成瀬 守重君	野沢 太三君	松崎 俊久君	松田 岩夫君
野間 起君	南野知恵子君	松前 達郎君	円より子君
長谷川道郎君	馳 浩君	本岡 昭次君	築瀬 進君
畑 恵君	林 芳正君	柳田 稔君	山下八洲夫君
日出 英輔君	平田 耕一君	吉田 之久君	和田 洋子君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	薬科 満治君	荒木 清寛君
松谷倉一郎君	松村 龍二君	魚住裕一郎君	海野 義孝君
三浦 一水君	村上 正邦君	大森 礼子君	加藤 修一君
森下 博之君	森山 裕君	風間 昶君	木庭健太郎君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君	沢 たまき君	白浜 一良君

高野 博師君	但馬 久美君	吉岡 古典君	吉川 春子君
統 訓弘君	鶴岡 洋君	大淵 絹子君	大脇 雅子君
浜田卓二郎君	浜四津敏子君	梶原 敬義君	日下部徳代子君
日笠 勝之君	弘友 和夫君	清水 澄子君	谷本 巍君
福本 潤二君	益田 洋介君	照屋 寛徳君	田 英夫君
松 あきら君	森本 晃司君	福島 瑞穂君	三重野栄子君
山下 栄二君	渡辺 孝男君	山本 正和君	
阿曾田 清君	泉 信也君		
入澤 肇君	田村 秀昭君		
高橋 令則君	月原 茂皓君		
鶴保 庸介君	戸田 邦司君		
平野 貞夫君	星野 朋市君		
渡辺 秀央君	奥村 展三君		
椎名 素夫君	曾川 健二君		
田名部匡省君	堂本 曉子君		
松岡満壽男君	山崎 力君		
石井 一二君	佐藤 道夫君		
西川きよし君	岩瀬 良三君		
智野 久光君	中村 敦夫君		

反対者氏名

櫻井 充君	阿部 幸代君
井上 美代君	池田 幹幸君
市田 忠義君	岩佐 恵美君
緒方 靖夫君	大沢 辰美君
笠井 亮君	小池 晃君
小泉 親司君	須藤美也子君
立木 洋君	富樫 練三君
西山登紀子君	橋本 敦君
畑野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	筆坂 秀世君
宮本 岳志君	山下 芳生君

三五名

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五—八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
大蔵省印刷局

電話

03
(3587)
4294

定 価

本号一部
三〇円
（本体）
二〇円